

伊 勢 市 公 報

第 90 号
平成 21 年 8 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
規 則	
○ 伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	9
告 示	
○ 地域包括支援センターの設置について	19
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	20
公 告	
○ 全国市有物件災害共済会平成 20 年度事業経営状況について	21
○ 伊勢都市計画道路の変更に係る公聴会の開催及び素案の縦覧について	23
○ 伊勢都市計画下水道の変更に係る案の縦覧について	25
○ 伊勢都市計画高度地区（甲種）及び伊勢都市計画高度地区（乙種）の変更に係る案の縦覧について	26
○ 伊勢都市計画景観地区決定に係る案の縦覧について	27
○ 印鑑登録の抹消について	28
○ 伊勢都市計画事業の認可について	29
○ 都市計画事業の図書の縦覧について	30
○ 農用地利用集積計画（所有権移転）について	31
○ 農用地利用集積計画（利用権設定）について	32
公 表	
○ 伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について	33
○ 伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について	47
○ 伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について	61
○ 伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について	75
○ 伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について	89
○ 伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について	103
○ 伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について	117
○ 監査委員公表	131

伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 21 年 7 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 25 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 6 項中「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に改める。

附則第 7 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第 3 項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第 41 条第 1 項

に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

附則第8条第2項中「附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加える。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」

を加え、同条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条の2第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第20条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第20条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改め、同条第5

項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を加え、「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」を「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 7 条の 3 第 3 項、第 17 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条の規定 平成 22 年 4 月 1 日
- (2) 附則第 20 条の 2 第 1 項の改正規定 平成 23 年 1 月 1 日
- (3) 第 54 条第 6 項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の伊勢市市税条例附則第 7 条の 3 第 3 項の規定は、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 21 年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 26 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

第 14 条 被保険者又は被保険者であった者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「35 万円」とあるのは、「39 万円」とする。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 28 号

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者自立支援法施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

伊勢市厚生福祉事務所長 様
次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	居住地	〒 電話番号	
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	障害児氏名	続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号
被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)	
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)			有・無

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害程度区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
	介護保険サービス	利用中のサービスの種類と内容等				
		要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護	1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等				

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他	訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系	日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)	
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)	
			<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	
居住系	居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護(ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	
		<input type="checkbox"/> 施設入所支援		
旧設法支援	旧設法支援	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者更生施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者療護施設(入所・通所)	
		<input type="checkbox"/> 旧身体障害者授産施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者更生施設(入所・通所)	
		<input type="checkbox"/> 旧知的障害者授産施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者通勤寮	

サービス利用計画又は個別支援計画を作成するためには必要があるときは、障がい程度区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者若しくは障がい者支援施設の関係人に提示することに同意します。 申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合記入すること。

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4. 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属するもの <u>※18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。</u>	
	<input type="checkbox"/> II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。 1. グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者(注)（20歳以上） 2. 市町村民税非課税者	
	<input type="checkbox"/> III 特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1. 施設入所者(注)であること（年令 才） 2. 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1. 施設入所者(注)であること（年令 才）
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

様式第 6 号を次のように改める。

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

伊勢市厚生福祉事務所長 様
次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	居住地	〒 電話番号			
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ		生年月日	昭和・平成	年 月 日
	支給申請に係る 障害児氏名		続柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号(※)				保険者名及び番号(※)	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の 状況	障害福祉 関係サービス	障害程度 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類と内容等				

変更の理由

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
	介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
	<input type="checkbox"/> 行動援護		
	<input type="checkbox"/> 児童デイサービス		
	<input type="checkbox"/> 短期入所		
	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）	
	<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練）	
		<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
		<input type="checkbox"/> 就労継続支援（A型） <input type="checkbox"/> 就労継続支援（B型）	
居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	
	<input type="checkbox"/> 施設入所支援		
旧法 施設 支援	<input type="checkbox"/> 身体障害者更生施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 身体障害者療護施設（入所・通所）	
	<input type="checkbox"/> 身体障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設（入所・通所）	
	<input type="checkbox"/> 知的障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 知的障害者通勤寮	

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合記入すること。

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用（の変更）を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4. 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）であるもの <u>※18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。</u>	
	<input type="checkbox"/> II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免（の変更）を申請します。 1. グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者(注)（20歳以上） 2. 市町村民税非課税者	
	<input type="checkbox"/> III 特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費（の変更）を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1. 施設入所者(注)であること（年令 才） 2. 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1. 施設入所者(注)であること（年令 才）
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）（の変更）を申請等 します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

様式第 13 号中「課税状況、並びに資産の状況等」を「課税状況等」に改める。

様式第 22 号を次のように改める。

世帯状況・収入等申告書

伊勢市厚生福祉事務長 様
 申告年月日 平成 年 月 日
 申告者（保護者）住所
 （保護者）氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

	氏名	生年月日	本人との関係	市町村民税の状況	
申請者				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
世帯主				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
世帯員				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税

2 申請者の収入の状況について

〔 個別減免・補足給付を申請しない場合…①、②、③のみ記入
 〃 申請する場合…全て記入 〕

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円	①
--------	---	---

(2) 収入等の状況

収入（A）（年収）

区分	種類	収入額
稼 得 等 収 入	障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）（②）	円
	特別児童扶養手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当）（③）	円
	工賃等収入	円
	その他の収入（ ）	円
収 入 そ の 他	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入（ ）	円

必要経費（B）

種類	内容	金額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者	
氏名		との関係	
住所	〒		
	電話番号		

（記入上の注意）

- 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付して下さい。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される¹場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 57 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 に規定する委託を受けた者から地域包括支援センターの設置の届出があったので、同法第 115 条の 45 第 6 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 7 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 地域包括支援センターの名称
伊勢市東地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称
社会福祉法人 洗心福祉会
- 3 地域包括支援センターの所在地
伊勢市二見町三津 855 番地
- 4 設置の年月日
平成 21 年 7 月 1 日

伊勢市告示第 58 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 22 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 7 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 指定介護予防支援事業者の名称
伊勢市東地域包括支援センター

- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 伊勢市東地域包括支援センター
所在地 伊勢市二見町三津 855 番地

- 3 指定の年月日
平成 21 年 7 月 1 日

- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市公告第 60 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 2 項の規定により、社団法人全国市有物件災害共済会から平成 20 年度事業の経営状況について通知があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 21 年 7 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1	平成 20 年度末現在会員数	672 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	657 市
	共済責任額	60,464,787,613,000 円
	分担金収入	5,988,762,269 円
	支払共済金	3,209,846,906 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	650 市
	分担金収入	3,121,113,379 円
	支払共済金	2,013,464,996 円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金等	9,120,873,742 円
	受取利息等	645,927,825 円
	会館収益金	1,063,926,590 円
	その他	946,000,000 円

	計	11,776,728,157 円
減少		
	災害共済金等	6,097,426,068 円
	会館運営費	514,264,988 円
	管理費	1,356,195,182 円
	減価償却費及び繰入額等	2,139,500,536 円
	計	10,107,386,774 円
	当期一般正味財産増加額	1,669,341,383 円
5	平成 20 年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	61,662,684,509 円
	平成 20 年度積立額	1,669,341,383 円
	平成 20 年度末現在共済基金	63,332,025,892 円
	(一般正味財産)	

伊勢市公告第 61 号

伊勢都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の決定に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 7 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 21 年 8 月 18 日（火）午後 7 時 30 分から

伊勢市役所 本館 4 階 4 - 5 会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画道路の変更素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画道路の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成 21 年 8 月 4 日（火）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方の中から市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御薮総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 21 年 7 月 21 日（火）

至 平成 21 年 8 月 4 日（火）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年伊勢市規則第 135 号）の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 62 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 21 年 7 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画下水道

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市立伊勢図書館

4 縦覧期間

自 平成 21 年 7 月 21 日（火）

至 平成 21 年 8 月 4 日（火）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 63 号

伊勢都市計画を変更したいので都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 21 年 7 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画高度地区（甲種）及び伊勢都市計画高度地区（乙種）

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市立伊勢図書館

4 縦覧期間

自 平成 21 年 7 月 21 日（火）

至 平成 21 年 8 月 4 日（火）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 64 号

伊勢都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 21 年 7 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画景観地区

内宮おはらい町地区

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市立伊勢図書館

4 縦覧期間

自 平成 21 年 7 月 21 日（火）

至 平成 21 年 8 月 4 日（火）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 65 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 21 年 7 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抹消年月日

平成 21 年 6 月 29 日

2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	印鑑登録番号
三重県伊勢市小俣町元町 487 番地	南平 きよ子	1 1 9 3 3 0

伊勢市公告第 66 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成 20 年三重県告示第 699 号、第 700 号及び第 701 号）があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 7 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 都市計画事業の種類及び名称
伊勢都市計画公園事業 2・2・39 号 社前公園
- 2 施行者の名称
伊勢市
- 3 事務所の所在地
伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市都市整備部基盤整備課
- 4 事業地の所在
伊勢市船江 1 丁目 603 番 2

伊勢市公告第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年7月24日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画公園事業 2・2・39号 社前公園

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市公告第 68 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 7 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 69 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月22日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	藺田	順一

平成 21 年 7 月 22 日

請求者 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博
伊勢市監査委員 浦野 卓 久
伊勢市監査委員 藺 田 順 一

伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 21 年 5 月 25 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 5 月 25 日である。

3 請求の内容

請求人提出の伊勢市長に対する措置請求書（資料）、陳述による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨及び措置請求

ア 名古屋高等裁判所は、平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき、楠部町緑が丘団地住民提出の「伊勢市楠部町字緑が丘 3160 番地をもとの緑地（雑種地）に戻すこと」の署名簿（緑が丘団地住民約 300 名署名）・要望書等を、伊勢市が不法漏洩したことに対し、国家賠償法に基づき、伊勢市に損害賠償責任があるとして原告ら住民に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。伊勢市は、平成 20 年 6 月 5 日原告ら訴訟代理

人に対し、損害賠償金 127 万 9,826 円を支払ったが、この公金支出は、都市整備部長奥村茂・維持管理課長森下利久の故意又は重大な過失による違法行為に由来するものであり、伊勢市は、当該職員らに対し、国家賠償法第 1 条第 2 項に基づき求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているので、伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、当該職員らに対し、国家賠償法第 1 条第 2 項に基づき金 411 万 7,786 円の求償権を行使するように勧告することを求める。

イ 伊勢市長は、津地方裁判所伊勢支部平成 18 年（ワ）第 88 号・第 98 号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの間、弁護士費用として 276 万円（1 ヶ月 12 万円×23 ヶ月）を支払ったが、この弁護士費用は高額であり、地方自治法第 2 条第 14 項の「最少の経費・最大の効果の原則」に反するもので、裁量権を逸脱したものであるから、当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備していると認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

本件は、提出された措置請求書の請求の要旨で下記ア、イを併記し、計数的に弁護士費用 276 万円を重複して請求している。

ア 国家賠償法に基づき、職員 2 名に対し、411 万 7,786 円（損害賠償金 127 万 9,826 円、弁護士費用 276 万円、切手代 7,760 円、旅費 5 万 9,700 円、印紙代 1 万 500 円）の求償権の行使

イ 森下隆生に対し、弁護士費用 276 万円の損害賠償金の請求

また、請求人はアの請求の理由を述べる中で、国家賠償法に基づく求償権の行使を求める額を 127 万 9,826 円とし、請求内容に矛盾する部分があるが、求める請求額を 411 万 7,786 円と認め、これを損害賠償金と切手代、印紙代及び旅費（以下「その他裁判費用」という。）と弁護士費用に分けて判断することとした。

(1) 国家賠償法第 1 条第 2 項に基づき、職員 2 名に対し、127 万 9,826 円の損害賠償金の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠って

いるのかどうか。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、7万7,960円のその他裁判費用の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているのかどうか。
- (3) 本件訴訟に係る弁護士費用276万円が高額であり違法な支出といえるのかどうか。

2 監査対象部局

監査対象部局の調査については、平成21年3月26日付けの請求内容とほぼ同一と判断したので、事情聴取を省略し、文書による追加の証拠の提出のみを求めた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人及び代理人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

また、請求内容の金額の重複、矛盾部分について説明を求めたところ、職員に対する請求金額は411万7,786円であると主張された。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、損害賠償金求償権の行使については、理由がないものと認められるので、棄却する。
- 2 本件請求のうち、その他裁判費用の求償権の行使については、平成19年9月18日から平成20年4月15日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下し、平成20年6月13日の支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	切手代		7,760	平成19年 9月18日
2	印紙代		10,500	平成19年 9月18日
3	旅費	平成20年 1月分	16,800	平成20年 2月15日
4	旅費	平成20年 3月分	17,160	平成20年 4月15日
5	旅費	平成20年 5月分	17,160	平成20年 6月13日
6	旅費	平成20年 5月分	8,580	平成20年 6月13日
合 計			77,960	

- 3 本件請求の弁護士費用276万円のうち、下記のとおり平成18年9月1日から平成20年5月1日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 8 月分	120,000	平成 18 年 9 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 9 月分	120,000	平成 18 年 10 月 2 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 10 月分	120,000	平成 18 年 11 月 1 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 11 月分	120,000	平成 18 年 12 月 1 日
5	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 12 月分	120,000	平成 19 年 1 月 4 日
6	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 1 月分	120,000	平成 19 年 2 月 1 日
7	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 2 月分	120,000	平成 19 年 3 月 1 日
8	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 3 月分	120,000	平成 19 年 4 月 2 日
9	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 4 月分	120,000	平成 19 年 5 月 10 日
10	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 5 月分	120,000	平成 19 年 6 月 1 日
11	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 6 月分	120,000	平成 19 年 7 月 2 日
12	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 7 月分	120,000	平成 19 年 8 月 1 日
13	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 8 月分	120,000	平成 19 年 9 月 3 日
14	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 9 月分	120,000	平成 19 年 10 月 1 日
15	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 10 月分	120,000	平成 19 年 11 月 1 日
16	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 11 月分	120,000	平成 19 年 12 月 3 日
17	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 12 月分	120,000	平成 20 年 1 月 4 日
18	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 1 月分	120,000	平成 20 年 2 月 1 日
19	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 2 月分	120,000	平成 20 年 3 月 3 日
20	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 3 月分	120,000	平成 20 年 4 月 1 日
21	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 4 月分	120,000	平成 20 年 5 月 1 日
合 計			2,520,000	

- 4 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 20 年 6 月 2 日から平成 20 年 7 月 1 日までの支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 5 月分	120,000	平成 20 年 6 月 2 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 6 月分	120,000	平成 20 年 7 月 1 日
合 計			240,000	

第 4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件請求事件の訴えの提起

伊勢市「緑が丘団地」の住民である原告らは、平成16年6月28日、同団地内に造られた市道を緑地に戻すことと、伊勢市楠部町字緑が丘3160番地をもとの緑地（雑種地）に戻すことを求めて、その旨の要望書や署名簿等（以下「本件署名簿等」という。）を、伊勢市長に提出したところ、維持管理課長森下利久は、平成16年9月9日、本件署名簿等を複写し、個人名の伏せ字などをしないまま、これを伊勢市長名で緑が丘団地自治会長に交付した。（以下「本件交付行為」という。）

(2) 本件請求事件における原告の主張

原告らは、市が原告らに無断で、本件署名簿等を第三者である自治会長に漏洩し、これによって原告らは精神的苦痛を強いられたとし、市に対し不法行為に基づき一人あたり33万円の損害賠償を求めた。

ア 本件署名簿等は、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する個人情報となるものであり、第三者に開示されたくない情報である。

イ 個人情報を第三者に開示することは、地方公務員法の公務員の守秘義務、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例に違反するものである。

ウ 行政に対する要望をする者の個人情報が、その行政によって、当該要望者の敵対関係者に違法に漏洩されるようでは、住民運動が萎縮し、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

エ 本件交付行為が違法の法的評価を受けることは明らかであり、その違法性の程度は強い。

(3) 原告の主張に対する市の答弁及び反論

ア 本件署名簿等には、個人の職業、年齢、性別、電話番号、履歴情報などの個人識別情報の記載はなく、法的保護に値する内容はない。

イ 本件要望書及び回答書に記載された内容については、原告らは住民説明会で意見として述べていたのであるから、秘密性及び非公知性はない。

ウ 本件署名簿等に記載された事項は緑が丘団地自治会全体に関する問題であったから、自治会長にもその要望と実情を知悉してもらうための公益上の目的から、自治会長に交付したものである。

エ 以上の諸点を併せ考慮すると、本件交付行為は、原告らのプライバシーを侵害するなど違法となるところはない。

(4) 裁判所における本件請求事件の審理経過

平成19年8月17日 第一審判決

(津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件)

平成19年8月31日 控訴

平成20年5月13日 第二審判決

(名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件)

平成 20 年 5 月 27 日 結審

(5) 本件請求事件の判決内容

ア 津地方裁判所伊勢支部 第一審

主文

- ①被告は、原告らに対し、各金 3 万 3,000 円及びこれに対する訴状送達の日翌日（原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日、その余の原告らについては同月 13 日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ②原告らのその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用は、これを 10 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

本件署名簿等に記載された個人情報に法的保護に値し、かつその要保護性の程度も高いことから、これを一旦受理し、保管するに至った行政機関としては、これを慎重に取扱うことが要請されるべきであるところ、市は、署名者の同意を得ることもなく、また、同意を得ることが困難であったと認める事情もないのにこれを自治会長に交付したものであるから、本件交付行為は原告らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判断し、原告らに一人当たり 3 万円の慰謝料と 3,000 円の弁護士費用の支払を言い渡した。

イ 名古屋高等裁判所 第二審

主文

- ①一審原告らの控訴に基づき、原判決中一審原告ら敗訴部分のうち、次項の請求に係る部分を取り消す。
- ②一審被告は、一審原告らに対し、原判決主文第 1 項の金員のほか、それぞれ 2 万 2,000 円並びにこれに対する一審原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日から、その余の一審原告らについては同月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ③一審原告らのその余の本件控訴及び一審被告の本件控訴をいずれも棄却する。
- ④訴訟費用は第 1、2 審を通じこれを 6 分し、その 5 を一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とする。

本件交付行為により開示された情報は、地域住民の行政に対する意見であって、広く捉えれば、政治的信条に関わるものであるとした上、個人がいかなる政治的信条を有し、その信条に基づきいかなる行動を行うかは、個人の内心と密接な関係を有する事柄であり、そのような事柄と関わる情報は、要保護性の高いものである。また、本件交付行為により開示された情報は、住民運動に関わるものであり、この情報が、殊に対立する当事者に開示されれば、運動自体の萎縮効果が生じ、本来の住民

運動を行うことが困難になる危険性が高いと指摘し、本件においては、上述のとおり、要保護性の高い情報を入手した市が、原告らと対立していることを認識していた自治会長に対し、当該情報を開示したものであるから、伊勢市による本件交付行為は違法であり、市は少なくとも過失があるとし、一審と同様に、市の不法行為責任を認めた。

その上、名古屋高等裁判所での判決は、本件不法行為により原告らが被った精神的損害に対する慰謝料として、原告ら1人につき5万円、弁護士費用は5,000円が相当であると判断し、一審判決を取り消した。

(6) 本件請求事件に対する市の対応

市は、職員が署名簿つきの要望書等の写しを地元自治会長に渡した行為は不適切であったと考え、結果として地元住民に迷惑をかけたと認識しつつも、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また、損害賠償を負うという第一審の判決には承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し、平成19年8月臨時会の議決を経て、控訴の決定をした。

平成20年5月13日名古屋高等裁判所民事第4部で、市に対し判決言渡があり、判決後上告及び上告受理申立をしないことを決定し、本事件は5月27日に確定した。

(7) 判決に基づく損害賠償金の支払と財務会計処理

平成20年6月2日に損害賠償金115万5,000円、遅延損害金10万9,493円及び訴訟費用1万5,333円の計127万9,826円を支出するために必要な所定手続きをとり、同月5日に支出した。

(8) 職員に対する求償権に関する規定とその運用

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権について、当市では国家賠償法に基づく求償権について審査する委員会等に関する規定がなく、求償権の要否については、弁護士等専門家に相談しながら庁内で検討し、結果、行使することを意思決定した場合は、市長から当該職員に対し、損害賠償金等を請求することとなっている。

(9) 職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

国家賠償法第1条第2項による故意又は重大な過失に当たるかどうかについて、当該訴訟代理人である弁護士とともに庁内で慎重に検討した結果、本事案については、重大な過失までには至らないと判断し、求償権は行使しないことに決定した。

2 請求人の主張と総務部及び都市整備部の説明

(1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認と国家賠償法第1条第2項により求償権を行使するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、本件損害賠償請求事件に係る維持管理課長森下利久、都市整備部長奥村茂の不法行為は、故意又は重大な過失によるものであり、伊勢市長が怠る事実につき国家賠償法第1条第2項により求償権を行使し、勧告するよう主張している。

これについて総務部及び都市整備部は、第4—1（9）のとおり、求償権は行使しないと説明している。

- (2) 訴訟に関する弁護士費用の月額報酬部分の支払が違法であることの確認と損害賠償金として請求するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、公金支出は、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（法第2条第14項）とされている。

三重県内や名古屋市内で活動する弁護士に依頼をせず、東京弁護士会に所属する小林芳郎弁護士との間で、合理性のない月額報酬方式の委任契約で必要以上に高額な弁護士費用を支出しており、市は弁護士費用のうち月額報酬部分の財産的損害を被った。当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告すると述べている。

これについて都市整備部は、訴訟の委任については、本市の実情に詳しい、市政法律相談を委託している2名の弁護士のうち、市内の弁護士に依頼したところ受けてもらえなかったため、他の一人である東京の小林芳郎弁護士と契約を行った。契約金額については、訴訟事件の準備と、係属時から判決時まで、毎月12万（交通費・宿泊費・日当は受任弁護士が負担）となっている。

なお、本契約の契約金額については、他の算出方法とも比較し、上記金額としたものであり適切な金額であると認識していると説明している。

控訴の理由については、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また損害賠償を負うという第一審の判決については承服できないものと考え弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し議会の議決を経て控訴したと説明している。

また、平成18年9月定例会の議事録によれば、弁護士費用の積算根拠については、平成16年4月1日から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士は自由に料金を決められるようになり、当該弁護士に報酬額の提示を依頼したところ、旧報酬額の基準額より下回っていたので、契約をしたと答弁している。

このことは、三重弁護士会ホームページにおいても、「平成16年4月1日、改正された弁護士法の施行にともない、日本弁護士連合会及び三重弁護士会の報酬規程は廃止されました。今後の弁護士費用については、事件の種類・事件の内容・依頼者が受ける経済的利益の額などによって、

各弁護士と依頼者の間で個別に決められることとなります。」と掲載されている。

さらに、三重県及び県内各市を対象とした調査においても、顧問弁護士の有無、案件の内容、難易度及び労力等により各市とも異なると考えられるため、報酬金等の多寡について一概に比較できないと述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、総務部及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

- (1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、国家賠償法第1条第2項に基づき損害賠償金の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

請求人は、「名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金の支出は、市職員森下利久・奥村茂が故意又は重大な過失により、不法行為を行ったと認定されたことに基づくものであり、原因の不法行為を行った職員に対し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、伊勢市長がこれを行っていないことは、裁量権を逸脱した違法な行為であり、怠る事実につき違法である」と主張しているののでこれについて判断する。

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。国家賠償法が公務員の故意又は重大な過失があつたときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

過失とは、行為者がその場合において必要とされる注意を怠ったこととされ、必要とされる注意とは、具体的な加害者個人ではなく、そのような職業や立場におかれている通常人が当然払うであろう注意と解される。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に違法有害な結果を予測回避することができたにもかかわらず、漫然とこれを看過した場合をいい、ほとんど故意に近い程度の注意義務違反であると解されている。

本請求事件判決内容によると、「本件交付行為をしたことにつき少なくとも過失があり、その行為は違法であると認めるのが相当である。」として、市には少なくとも過失があるとし、市の不法行為責任を認めているものの、市の過失の程度については一切触れておらず、担当市職員に対する過失についても述べられていない。

また、「一審原告らの主張している間接事実を考慮しても、一審被告

が、一審原告らの緑地復旧運動を妨害する意図で本件交付行為を行ったとまで認めることはできない。」と判示されている。

上記のとおり総合的に考慮すると、担当職員に過失があったこと自体は是認しなければならないが、その過失は一般的な過失の領域にとどまり、重大な過失とまではいえないものと判断する。

このように、本件請求事件については、その過失が重大なものと認められない以上、市は、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を有し得ないことは明らかであり、市は求償権を行使できないものと判断する。

したがって、国家賠償法の求償権が認められない以上、市がこれを行って行っていないことは当然であり、請求人の主張の求償権に関しては、市には求償権不行使による怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がない。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、その他裁判費用の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

平成19年9月18日から平成20年4月15日までのその他裁判費用の支出については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

また、国家賠償法第1条第2項の求償権の範囲については、「国又は地方公共団体が被害者に対して現実に支払った賠償額を限度とする。」

(平成19年5月24日高松高裁判決)とされており、損害賠償金以外については、職員に求償することはできないと解さざるを得ない。

したがって、請求人の主張の求償権に関して、平成20年6月13日のその他裁判費用の支出については、求償権不行使による怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がない。

- (3) 平成18年9月1日から平成20年5月1日までの弁護士費用の却下理由について

法第242条第2項は住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただし、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとしている。そして、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきであると解されている。(平成14年9月12日最高裁判決)

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に1年を経過している平成18年9月1日から平成20年5月1日までのものも対象にしている。請求人は、「この事実を

知ったのは平成 20 年 5 月 27 日の総務政策委員協議会であり、知ってから 1 年以内であり、法第 242 条第 2 項の規定による正当な理由がある。」と主張している。また、怠る事実の違法確認については、監査請求の期間の制限はないと主張している。

しかし、この点については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきと解するのが相当である。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）とされている。今回の請求は、弁護士費用の支出が違法であることを前提としているので、昭和 62 年の判決に照らし、当該支出がなされた日を基準として法第 242 条第 2 項の規定が適用されるべきであると判断する。

当該請求に係る弁護士費用の支出については、平成 18 年 9 月 19 日の定例会で審議され、議事録によれば、東京に事務所をおく弁護士の費用の積算についての質疑がある。また、平成 19 年 8 月 27 日の臨時会でも審議され、その中で一審の弁護士費用等の金額及び控訴審の弁護士費用見込みなどについての質疑がある。なお、この定例会、臨時会は傍聴が可能であった。そして、平成 18 年 12 月 1 日及び平成 19 年 12 月 1 日発行の「いせ市議会だより」において、これらの内容が掲載されている。この「いせ市議会だより」は各戸配布されているので、相当の注意力をもって調査すれば弁護士費用の支出を知ることができたと解される。

したがって、請求人は、当該請求に係る支出があった日から 1 年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を経過したことについて正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち、平成 18 年 8 月分から平成 20 年 4 月分の損害賠償請求訴訟委任契約に基づく弁護士費用については、法第 242 条第 2 項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

(4) 本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく月額報酬方式の支出について

請求人は、「津地方裁判所伊勢支部平成 18 年（ワ）第 88 号・第 98 号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの間、弁護士費用として 276 万円（12 万円/月×23 ヶ月）を支払ったが、この公金支出は、法第 2 条第 14 項の「最少の経費・最大の効果の原則」、地方財政法第 4 条第 1 項「経費はその目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはなら

ない」に反するもので、裁量権を逸脱したものである」と主張している
のでこれについて判断する。

請求人が主張している弁護士費用のうち、申請を受け付けた平成 21 年
5 月 25 日時点で 1 年に満たない平成 20 年 5 月分から平成 20 年 6 月分ま
での（12 万円×2 ヶ月）24 万円について、法第 2 条第 14 項、地方財政
法第 4 条第 1 項の規定に反するものであるかどうかを検討する。

ア 弁護士への訴訟委任について

(ア) 本件請求事件において、被告である市が、その執行機関の職務
行為の適法性について積極的に主張・立証するため、応訴活動
を行うことは当然なすべき行為とみることができる。

(イ) 市が当事者となる訴訟において訴訟代理人を弁護士に委任する
かは訴訟を適正かつ効果的に行うという観点から市の判断に委ね
られていると考える。

また、訴訟手続きに精通した法律の専門家である弁護士に訴訟
代理人を委任するという判断は、訴訟の適正、公正かつ円滑な遂
行が責務であるという観点からも妥当なものである。

(ウ) 当該弁護士の選任については、市の市政法律相談を委託してお
り、当市の実情を十二分に把握している弁護士 2 名のどちらかに
委任することとしたが、市内の弁護士に依頼したところ、承諾い
ただけなかったため、当該弁護士と契約した経緯がある。

さらに、当該弁護士は、平成元年当時から当市の訴訟代理人と
して業務を行っている。

イ 弁護士報酬の算定について

弁護士の報酬は、弁護士法に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準
規程とこれを基準に定められた三重弁護士報酬規程に標準額が定められ
ていたが、平成 16 年 4 月 1 日、独占禁止法に沿って廃止され、各弁護士
と依頼者との間で約定により自由に料金を定めることが出来るようにな
ったものである。本件訴訟においては、当該弁護士から提示された月額
報酬方式による弁護士費用が、旧報酬額の基準額より下回ったため、契
約を締結したものである。

請求人が高額すぎると指摘している点についても、報酬規程の廃止に
より、法律事務の処理に関する委任契約は、弁護士と依頼者との自由な
意思に基づいて行われるものであるから、契約方法についても拘束され
ることはないといえる。

また、当市の実情に精通していることを考慮すれば必要以上に高額な
支出であるといえない。

このことにより、本契約は、最少の経費・最大の効果の原則を考慮・
検討したうえで締結されており、必要以上に高額な金額を支出している
とは言い難く、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の規定に反

するとはいえず、裁量権を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、請求人の本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当するとの主張及び伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち月額報酬部分を損害賠償金として勧告することを求めるという主張は理由がないと判断する。

伊勢市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月22日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	藺田	順一

平成 21 年 7 月 22 日

請求者 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博

伊勢市監査委員 浦野 卓 久

伊勢市監査委員 蘭 田 順 一

伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 21 年 5 月 26 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 5 月 26 日である。

3 請求の内容

請求人提出の伊勢市長に対する措置請求書（資料）、陳述による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

（1） 請求の要旨及び措置請求

ア 名古屋高等裁判所は、平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき、楠部町緑が丘団地住民提出の「伊勢市楠部町字緑が丘 3160 番地をもとの緑地（雑種地）に戻すこと」の署名簿（緑が丘団地住民約 300 名署名）・要望書等を、伊勢市が不法漏洩したことに対し、国家賠償法に基づき、伊勢市に損害賠償責任があるとして原告ら住民に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。伊勢市は、平成 20 年 6 月 5 日原告ら訴訟代理人に対し、損害賠償金 127 万 9,826 円を支払ったが、この公金支出は、

都市整備部長奥村茂・維持管理課長森下利久の故意又は重大な過失による違法行為に由来するものであり、伊勢市は、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているため、伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき金411万7,786円の求償権を行使するように勧告することを求める。

イ 伊勢市長は、津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成18年9月1日から平成20年7月1日までの間、弁護士費用として276万円(1ヶ月12万円×23ヶ月)を支払ったが、この弁護士費用は高額であり、地方自治法第2条第14項の「最少の経費・最大の効果の原則」に反するもので、裁量権を逸脱したものであるから、当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備していると認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

本件は、提出された措置請求書の請求の要旨で下記ア、イを併記し、計数的に弁護士費用276万円を重複して請求している。

ア 国家賠償法に基づき、職員2名に対し、411万7,786円(損害賠償金127万9,826円、弁護士費用276万円、切手代7,760円、旅費5万9,700円、印紙代1万500円)の求償権の行使

イ 森下隆生に対し、弁護士費用276万円の損害賠償金の請求

また、請求人はアの請求の理由を述べる中で、国家賠償法に基づく求償権の行使を求める額を127万9,826円とし、請求内容に矛盾する部分があるが、求める請求額を411万7,786円と認め、これを損害賠償金と切手代、印紙代及び旅費(以下「その他裁判費用」という。)と弁護士費用に分けて判断することとした。

(1) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、127万9,826円の損害賠償金の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているかどうか。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、7万7,960円のその他裁判費用の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているのかどうか。
- (3) 本件訴訟に係る弁護士費用276万円が高額であり違法な支出といえるのかどうか。

2 監査対象部局

監査対象部局の調査については、平成21年3月26日付けの請求内容とほぼ同一と判断したので、事情聴取を省略し、文書による追加の証拠の提出のみを求めた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人及び代理人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

また、請求内容の金額の重複、矛盾部分について説明を求めたところ、職員に対する請求金額は411万7,786円であると主張された。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、損害賠償金求償権の行使については、理由がないものと認められるので、棄却する。
- 2 本件請求のうち、その他裁判費用の求償権の行使については、平成19年9月18日から平成20年4月15日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下し、平成20年6月13日の支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	切手代		7,760	平成19年 9月18日
2	印紙代		10,500	平成19年 9月18日
3	旅費	平成20年 1月分	16,800	平成20年 2月15日
4	旅費	平成20年 3月分	17,160	平成20年 4月15日
5	旅費	平成20年 5月分	17,160	平成20年 6月13日
6	旅費	平成20年 5月分	8,580	平成20年 6月13日
合 計			77,960	

- 3 本件請求の弁護士費用276万円のうち、下記のとおり平成18年9月1日から平成20年5月1日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 8 月分	120,000	平成 18 年 9 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 9 月分	120,000	平成 18 年 10 月 2 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 10 月分	120,000	平成 18 年 11 月 1 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 11 月分	120,000	平成 18 年 12 月 1 日
5	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 12 月分	120,000	平成 19 年 1 月 4 日
6	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 1 月分	120,000	平成 19 年 2 月 1 日
7	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 2 月分	120,000	平成 19 年 3 月 1 日
8	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 3 月分	120,000	平成 19 年 4 月 2 日
9	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 4 月分	120,000	平成 19 年 5 月 10 日
10	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 5 月分	120,000	平成 19 年 6 月 1 日
11	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 6 月分	120,000	平成 19 年 7 月 2 日
12	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 7 月分	120,000	平成 19 年 8 月 1 日
13	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 8 月分	120,000	平成 19 年 9 月 3 日
14	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 9 月分	120,000	平成 19 年 10 月 1 日
15	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 10 月分	120,000	平成 19 年 11 月 1 日
16	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 11 月分	120,000	平成 19 年 12 月 3 日
17	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 12 月分	120,000	平成 20 年 1 月 4 日
18	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 1 月分	120,000	平成 20 年 2 月 1 日
19	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 2 月分	120,000	平成 20 年 3 月 3 日
20	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 3 月分	120,000	平成 20 年 4 月 1 日
21	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 4 月分	120,000	平成 20 年 5 月 1 日
合 計			2,520,000	

- 4 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 20 年 6 月 2 日から平成 20 年 7 月 1 日までの支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 5 月分	120,000	平成 20 年 6 月 2 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 6 月分	120,000	平成 20 年 7 月 1 日
合 計			240,000	

第 4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件請求事件の訴えの提起

伊勢市「緑が丘団地」の住民である原告らは、平成16年6月28日、同団地内に造られた市道を緑地に戻すことと、伊勢市楠部町字緑が丘3160番地をもとの緑地（雑種地）に戻すことを求めて、その旨の要望書や署名簿等（以下「本件署名簿等」という。）を、伊勢市長に提出したところ、維持管理課長森下利久は、平成16年9月9日、本件署名簿等を複写し、個人名の伏せ字などをしないまま、これを伊勢市長名で緑が丘団地自治会長に交付した。（以下「本件交付行為」という。）

(2) 本件請求事件における原告の主張

原告らは、市が原告らに無断で、本件署名簿等を第三者である自治会長に漏洩し、これによって原告らは精神的苦痛を強いられたとし、市に対し不法行為に基づき一人あたり33万円の損害賠償を求めた。

ア 本件署名簿等は、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する個人情報となるものであり、第三者に開示されたくない情報である。

イ 個人情報を第三者に開示することは、地方公務員法の公務員の守秘義務、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例に違反するものである。

ウ 行政に対する要望をする者の個人情報が、その行政によって、当該要望者の敵対関係者に違法に漏洩されるようでは、住民運動が萎縮し、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

エ 本件交付行為が違法の法的評価を受けることは明らかであり、その違法性の程度は強い。

(3) 原告の主張に対する市の答弁及び反論

ア 本件署名簿等には、個人の職業、年齢、性別、電話番号、履歴情報などの個人識別情報の記載はなく、法的保護に値する内容はない。

イ 本件要望書及び回答書に記載された内容については、原告らは住民説明会で意見として述べていたのであるから、秘密性及び非公知性はない。

ウ 本件署名簿等に記載された事項は緑が丘団地自治会全体に関する問題であったから、自治会長にもその要望と実情を知悉してもらうための公益上の目的から、自治会長に交付したものである。

エ 以上の諸点を併せ考慮すると、本件交付行為は、原告らのプライバシーを侵害するなど違法となるところはない。

(4) 裁判所における本件請求事件の審理経過

平成19年8月17日 第一審判決

(津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件)

平成19年8月31日 控訴

平成20年5月13日 第二審判決

(名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件)

平成 20 年 5 月 27 日 結審

(5) 本件請求事件の判決内容

ア 津地方裁判所伊勢支部 第一審

主文

- ①被告は、原告らに対し、各金 3 万 3,000 円及びこれに対する訴状送達の日翌日（原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日、その余の原告らについては同月 13 日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ②原告らのその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用は、これを 10 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

本件署名簿等に記載された個人情報に法的保護に値し、かつその要保護性の程度も高いことから、これを一旦受理し、保管するに至った行政機関としては、これを慎重に取扱うことが要請されるべきであるところ、市は、署名者の同意を得ることもなく、また、同意を得ることが困難であったと認める事情もないのにこれを自治会長に交付したものであるから、本件交付行為は原告らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判断し、原告らに一人当たり 3 万円の慰謝料と 3,000 円の弁護士費用の支払を言い渡した。

イ 名古屋高等裁判所 第二審

主文

- ①一審原告らの控訴に基づき、原判決中一審原告ら敗訴部分のうち、次項の請求に係る部分を取り消す。
- ②一審被告は、一審原告らに対し、原判決主文第 1 項の金員のほか、それぞれ 2 万 2,000 円並びにこれに対する一審原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日から、その余の一審原告らについては同月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ③一審原告らのその余の本件控訴及び一審被告の本件控訴をいずれも棄却する。
- ④訴訟費用は第 1、2 審を通じこれを 6 分し、その 5 を一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とする。

本件交付行為により開示された情報は、地域住民の行政に対する意見であって、広く捉えれば、政治的信条に関わるものであるとした上、個人がいかなる政治的信条を有し、その信条に基づきいかなる行動を行うかは、個人の内心と密接な関係を有する事柄であり、そのような事柄と関わる情報は、要保護性の高いものである。また、本件交付行為により開示された情報は、住民運動に関わるものであり、この情報が、殊に対立する当事者に開示されれば、運動自体の萎縮効果が生じ、本来の住民

運動を行うことが困難になる危険性が高いと指摘し、本件においては、上述のとおり、要保護性の高い情報を入手した市が、原告らと対立していることを認識していた自治会長に対し、当該情報を開示したものであるから、伊勢市による本件交付行為は違法であり、市は少なくとも過失があるとし、一審と同様に、市の不法行為責任を認めた。

その上、名古屋高等裁判所での判決は、本件不法行為により原告らが被った精神的損害に対する慰謝料として、原告ら1人につき5万円、弁護士費用は5,000円が相当であると判断し、一審判決を取り消した。

(6) 本件請求事件に対する市の対応

市は、職員が署名簿つきの要望書等の写しを地元自治会長に渡した行為は不適切であったと考え、結果として地元住民に迷惑をかけたと認識しつつも、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また、損害賠償を負うという第一審の判決には承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し、平成19年8月臨時会の議決を経て、控訴の決定をした。

平成20年5月13日名古屋高等裁判所民事第4部で、市に対し判決言渡があり、判決後上告及び上告受理申立をしないことを決定し、本事件は5月27日に確定した。

(7) 判決に基づく損害賠償金の支払と財務会計処理

平成20年6月2日に損害賠償金115万5,000円、遅延損害金10万9,493円及び訴訟費用1万5,333円の計127万9,826円を支出するために必要な所定手続きをとり、同月5日に支出した。

(8) 職員に対する求償権に関する規定とその運用

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権について、当市では国家賠償法に基づく求償権について審査する委員会等に関する規定がなく、求償権の要否については、弁護士等専門家に相談しながら庁内で検討し、結果、行使することを意思決定した場合は、市長から当該職員に対し、損害賠償金等を請求することとなっている。

(9) 職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

国家賠償法第1条第2項による故意又は重大な過失に当たるかどうかについて、当該訴訟代理人である弁護士とともに庁内で慎重に検討した結果、本事案については、重大な過失までには至らないと判断し、求償権は行使しないことに決定した。

2 請求人の主張と総務部及び都市整備部の説明

(1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認と国家賠償法第1条第2項により求償権を行使するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、本件損害賠償請求事件に係る維持管理課長森下利久、都市整備部長奥村茂の不法行為は、故意又は重大な過失によるものであり、伊勢市長が怠る事実につき国家賠償法第1条第2項により求償権を行使し、勧告するよう主張している。

これについて総務部及び都市整備部は、第4—1（9）のとおり、求償権は行使しないと説明している。

- (2) 訴訟に関する弁護士費用の月額報酬部分の支払が違法であることの確認と損害賠償金として請求するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、公金支出は、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（法第2条第14項）とされている。

三重県内や名古屋市内で活動する弁護士に依頼をせず、東京弁護士会に所属する小林芳郎弁護士との間で、合理性のない月額報酬方式の委任契約で必要以上に高額な弁護士費用を支出しており、市は弁護士費用のうち月額報酬部分の財産的損害を被った。当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告すると述べている。

これについて都市整備部は、訴訟の委任については、本市の実情に詳しい、市政法律相談を委託している2名の弁護士のうち、市内の弁護士に依頼したところ受けてもらえなかったため、他の一人である東京の小林芳郎弁護士と契約を行った。契約金額については、訴訟事件の準備と、係属時から判決時まで、毎月12万（交通費・宿泊費・日当は受任弁護士が負担）となっている。

なお、本契約の契約金額については、他の算出方法とも比較し、上記金額としたものであり適切な金額であると認識していると説明している。

控訴の理由については、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また損害賠償を負うという第一審の判決については承服できないものと考え弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し議会の議決を経て控訴したと説明している。

また、平成18年9月定例会の議事録によれば、弁護士費用の積算根拠については、平成16年4月1日から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士は自由に料金を決められるようになり、当該弁護士に報酬額の提示を依頼したところ、旧報酬額の基準額より下回っていたので、契約をしたと答弁している。

このことは、三重弁護士会ホームページにおいても、「平成16年4月1日、改正された弁護士法の施行にともない、日本弁護士連合会及び三重弁護士会の報酬規程は廃止されました。今後の弁護士費用については、事件の種類・事件の内容・依頼者が受ける経済的利益の額などによって、

各弁護士と依頼者の間で個別に決められることとなります。」と掲載されている。

さらに、三重県及び県内各市を対象とした調査においても、顧問弁護士の有無、案件の内容、難易度及び労力等により各市とも異なると考えられるため、報酬金等の多寡について一概に比較できないと述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、総務部及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

- (1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、国家賠償法第1条第2項に基づき損害賠償金の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

請求人は、「名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金の支出は、市職員森下利久・奥村茂が故意又は重大な過失により、不法行為を行ったと認定されたことに基づくものであり、原因の不法行為を行った職員に対し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、伊勢市長がこれを行っていないことは、裁量権を逸脱した違法な行為であり、怠る事実につき違法である」と主張しているののでこれについて判断する。

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。国家賠償法が公務員の故意又は重大な過失があつたときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

過失とは、行為者がその場合において必要とされる注意を怠ったこととされ、必要とされる注意とは、具体的な加害者個人ではなく、そのような職業や立場におかれている通常人が当然払うであろう注意と解される。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に違法有害な結果を予測回避することができたにもかかわらず、漫然とこれを看過した場合をいい、ほとんど故意に近い程度の注意義務違反であると解されている。

本請求事件判決内容によると、「本件交付行為をしたことにつき少なくとも過失があり、その行為は違法であると認めるのが相当である。」として、市には少なくとも過失があるとし、市の不法行為責任を認めているものの、市の過失の程度については一切触れておらず、担当市職員に対する過失についても述べられていない。

また、「一審原告らの主張している間接事実を考慮しても、一審被告

が、一審原告らの緑地復旧運動を妨害する意図で本件交付行為を行ったとまで認めることはできない。」と判示されている。

上記のとおり総合的に考慮すると、担当職員に過失があったこと自体は是認しなければならないが、その過失は一般的な過失の領域にとどまり、重大な過失とまではいえないものと判断する。

このように、本件請求事件については、その過失が重大なものと認められない以上、市は、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を有し得ないことは明らかであり、市は求償権を行使できないものと判断する。

したがって、国家賠償法の求償権が認められない以上、市がこれを行って行使していないことは当然であり、請求人の主張の求償権に関しては、市には求償権不行使による怠る事実が認められず、請求人の主張には理由がない。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、その他裁判費用の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

平成19年9月18日から平成20年4月15日までのその他裁判費用の支出については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不合法的な請求である。

また、国家賠償法第1条第2項の求償権の範囲については、「国又は地方公共団体が被害者に対して現実に支払った賠償額を限度とする。」

(平成19年5月24日高松高裁判決)とされており、損害賠償金以外については、職員に求償することはできないと解さざるを得ない。

したがって、請求人の主張の求償権に関して、平成20年6月13日のその他裁判費用の支出については、求償権不行使による怠る事実が認められず、請求人の主張には理由がない。

- (3) 平成18年9月1日から平成20年5月1日までの弁護士費用の却下理由について

法第242条第2項は住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただし、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとしている。そして、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきであると解されている。(平成14年9月12日最高裁判決)

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に1年を経過している平成18年9月1日から平成20年5月1日までのものも対象にしている。請求人は、「この事実を

知ったのは平成 20 年 5 月 27 日の総務政策委員協議会であり、知ってから 1 年以内であり、法第 242 条第 2 項の規定による正当な理由がある。」と主張している。また、怠る事実の違法確認については、監査請求の期間の制限はないと主張している。

しかし、この点については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきと解するのが相当である。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）とされている。今回の請求は、弁護士費用の支出が違法であることを前提としているので、昭和 62 年の判決に照らし、当該支出がなされた日を基準として法第 242 条第 2 項の規定が適用されるべきであると判断する。

当該請求に係る弁護士費用の支出については、平成 18 年 9 月 19 日の定例会で審議され、議事録によれば、東京に事務所をおく弁護士の費用の積算についての質疑がある。また、平成 19 年 8 月 27 日の臨時会でも審議され、その中で一審の弁護士費用等の金額及び控訴審の弁護士費用見込みなどについての質疑がある。なお、この定例会、臨時会は傍聴が可能であった。そして、平成 18 年 12 月 1 日及び平成 19 年 12 月 1 日発行の「いせ市議会だより」において、これらの内容が掲載されている。この「いせ市議会だより」は各戸配布されているので、相当の注意力をもって調査すれば弁護士費用の支出を知ることができたと解される。

したがって、請求人は、当該請求に係る支出があった日から 1 年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を経過したことについて正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち、平成 18 年 8 月分から平成 20 年 4 月分の損害賠償請求訴訟委任契約に基づく弁護士費用については、法第 242 条第 2 項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

(4) 本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく月額報酬方式の支出について

請求人は、「津地方裁判所伊勢支部平成 18 年（ワ）第 88 号・第 98 号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの間、弁護士費用として 276 万円（12 万円/月×23 ヶ月）を支払ったが、この公金支出は、法第 2 条第 14 項の「最少の経費・最大の効果の原則」、地方財政法第 4 条第 1 項「経費はその目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはなら

ない」に反するもので、裁量権を逸脱したものである」と主張している
のでこれについて判断する。

請求人が主張している弁護士費用のうち、申請を受け付けた平成 21 年
5 月 26 日時点で 1 年に満たない平成 20 年 5 月分から平成 20 年 6 月分ま
での（12 万円×2 ヶ月）24 万円について、法第 2 条第 14 項、地方財政
法第 4 条第 1 項の規定に反するものであるかどうかを検討する。

ア 弁護士への訴訟委任について

(ア) 本件請求事件において、被告である市が、その執行機関の職務
行為の適法性について積極的に主張・立証するため、応訴活動を行
うことは当然なすべき行為とみることができる。

(イ) 市が当事者となる訴訟において訴訟代理人を弁護士に委任する
かは訴訟を適正かつ効果的に行うという観点から市の判断に委ね
られていると考える。

また、訴訟手続きに精通した法律の専門家である弁護士に訴訟
代理人を委任するという判断は、訴訟の適正、公正かつ円滑な遂
行が責務であるという観点からも妥当なものである。

(ウ) 当該弁護士の選任については、市の市政法律相談を委託してお
り、当市の実情を十二分に把握している弁護士 2 名のどちらかに
委任することとしたが、市内の弁護士に依頼したところ、承諾い
ただけなかったため、当該弁護士と契約した経緯がある。

さらに、当該弁護士は、平成元年当時から当市の訴訟代理人と
して業務を行っている。

イ 弁護士報酬の算定について

弁護士の報酬は、弁護士法に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準
規程とこれを基準に定められた三重弁護士報酬規程に標準額が定められ
ていたが、平成 16 年 4 月 1 日、独占禁止法に沿って廃止され、各弁護士
と依頼者との間で約定により自由に料金を定めることが出来るようにな
ったものである。本件訴訟においては、当該弁護士から提示された月額
報酬方式による弁護士費用が、旧報酬額の基準額より下回ったため、契
約を締結したものである。

請求人が高額すぎると指摘している点についても、報酬規程の廃止に
より、法律事務の処理に関する委任契約は、弁護士と依頼者との自由な
意思に基づいて行われるものであるから、契約方法についても拘束され
ることはないといえる。

また、当市の実情に精通していることを考慮すれば必要以上に高額な
支出であるといえない。

このことにより、本契約は、最少の経費・最大の効果の原則を考慮・
検討したうえで締結されており、必要以上に高額な金額を支出している
とは言い難く、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の規定に反

するとはいえず、裁量権を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、請求人の本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当するとの主張及び伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち月額報酬部分を損害賠償金として勧告することを求めるという主張は理由がないと判断する。

伊勢市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月22日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	藺田	順一

平成 21 年 7 月 22 日

請求者 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博
伊勢市監査委員 浦野 卓 久
伊勢市監査委員 藺 田 順 一

伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 21 年 5 月 26 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 5 月 26 日である。

3 請求の内容

請求人提出の伊勢市長に対する措置請求書（資料）、陳述による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨及び措置請求

ア 名古屋高等裁判所は、平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき、楠部町緑が丘団地住民提出の「伊勢市楠部町字緑が丘 3160 番地をもとの緑地（雑種地）に戻すこと」の署名簿（緑が丘団地住民約 300 名署名）・要望書等を、伊勢市が不法漏洩したことに対し、国家賠償法に基づき、伊勢市に損害賠償責任があるとして原告ら住民に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。伊勢市は、平成 20 年 6 月 5 日原告ら訴訟代理人に対し、損害賠償金 127 万 9,826 円を支払ったが、この公金支出は、都市整備部長奥村茂・維持管理課長森下利久の故意又は重大な過失によ

る違法行為に由来するものであり、伊勢市は、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているので、伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき金411万7,786円の求償権を行使するように勧告することを求める。

イ 伊勢市長は、津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成18年9月1日から平成20年7月1日までの間、弁護士費用として276万円(1ヶ月12万円×23ヶ月)を支払ったが、この弁護士費用は高額であり、地方自治法第2条第14項の「最少の経費・最大の効果の原則」に反するもので、裁量権を逸脱したものであるから、当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備していると認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

本件は、提出された措置請求書の請求の要旨で下記ア、イを併記し、計数的に弁護士費用276万円を重複して請求している。

ア 国家賠償法に基づき、職員2名に対し、411万7,786円(損害賠償金127万9,826円、弁護士費用276万円、切手代7,760円、旅費5万9,700円、印紙代1万500円)の求償権の行使

イ 森下隆生に対し、弁護士費用276万円の損害賠償金の請求

また、請求人はアの請求の理由を述べる中で、国家賠償法に基づく求償権の行使を求める額を127万9,826円とし、請求内容に矛盾する部分があるが、求める請求額を411万7,786円と認め、これを損害賠償金と切手代、印紙代及び旅費(以下「その他裁判費用」という。)と弁護士費用に分けて判断することとした。

(1) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、127万9,826円の損害賠償金の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているかどうか。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、7万7,960円のその他裁判費用の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているのかどうか。
- (3) 本件訴訟に係る弁護士費用276万円が高額であり違法な支出といえるのかどうか。

2 監査対象部局

監査対象部局の調査については、平成21年3月26日付けの請求内容とほぼ同一と判断したので、事情聴取を省略し、文書による追加の証拠の提出のみを求めた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月14日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

また、請求内容の金額の重複、矛盾部分について説明を求めたところ、職員に対する請求金額は411万7,786円であると主張された。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、損害賠償金求償権の行使については、理由がないものと認められるので、棄却する。
- 2 本件請求のうち、その他裁判費用の求償権の行使については、平成19年9月18日から平成20年4月15日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下し、平成20年6月13日の支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	切手代		7,760	平成19年 9月18日
2	印紙代		10,500	平成19年 9月18日
3	旅費	平成20年 1月分	16,800	平成20年 2月15日
4	旅費	平成20年 3月分	17,160	平成20年 4月15日
5	旅費	平成20年 5月分	17,160	平成20年 6月13日
6	旅費	平成20年 5月分	8,580	平成20年 6月13日
合 計			77,960	

- 3 本件請求の弁護士費用276万円のうち、下記のとおり平成18年9月1日から平成20年5月1日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、

不適法なものとして却下する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 8 月分	120,000	平成 18 年 9 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 9 月分	120,000	平成 18 年 10 月 2 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 10 月分	120,000	平成 18 年 11 月 1 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 11 月分	120,000	平成 18 年 12 月 1 日
5	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 12 月分	120,000	平成 19 年 1 月 4 日
6	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 1 月分	120,000	平成 19 年 2 月 1 日
7	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 2 月分	120,000	平成 19 年 3 月 1 日
8	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 3 月分	120,000	平成 19 年 4 月 2 日
9	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 4 月分	120,000	平成 19 年 5 月 10 日
10	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 5 月分	120,000	平成 19 年 6 月 1 日
11	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 6 月分	120,000	平成 19 年 7 月 2 日
12	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 7 月分	120,000	平成 19 年 8 月 1 日
13	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 8 月分	120,000	平成 19 年 9 月 3 日
14	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 9 月分	120,000	平成 19 年 10 月 1 日
15	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 10 月分	120,000	平成 19 年 11 月 1 日
16	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 11 月分	120,000	平成 19 年 12 月 3 日
17	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 12 月分	120,000	平成 20 年 1 月 4 日
18	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 1 月分	120,000	平成 20 年 2 月 1 日
19	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 2 月分	120,000	平成 20 年 3 月 3 日
20	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 3 月分	120,000	平成 20 年 4 月 1 日
21	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 4 月分	120,000	平成 20 年 5 月 1 日
合 計			2,520,000	

- 4 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 20 年 6 月 2 日から平成 20 年 7 月 1 日までの支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 5 月分	120,000	平成 20 年 6 月 2 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 6 月分	120,000	平成 20 年 7 月 1 日
合 計			240,000	

第 4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件請求事件の訴えの提起

伊勢市「緑が丘団地」の住民である原告らは、平成16年6月28日、同団地内に造られた市道を緑地に戻すことと、伊勢市楠部町字緑が丘3160番地をもとの緑地（雑種地）に戻すことを求めて、その旨の要望書や署名簿等（以下「本件署名簿等」という。）を、伊勢市長に提出したところ、維持管理課長森下利久は、平成16年9月9日、本件署名簿等を複写し、個人名の伏せ字などをしないまま、これを伊勢市長名で緑が丘団地自治会長に交付した。（以下「本件交付行為」という。）

(2) 本件請求事件における原告の主張

原告らは、市が原告らに無断で、本件署名簿等を第三者である自治会長に漏洩し、これによって原告らは精神的苦痛を強いられたとし、市に対し不法行為に基づき一人あたり33万円の損害賠償を求めた。

ア 本件署名簿等は、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する個人情報となるものであり、第三者に開示されたくない情報である。

イ 個人情報を第三者に開示することは、地方公務員法の公務員の守秘義務、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例に違反するものである。

ウ 行政に対する要望をする者の個人情報が、その行政によって、当該要望者の敵対関係者に違法に漏洩されるようでは、住民運動が萎縮し、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

エ 本件交付行為が違法の法的評価を受けることは明らかであり、その違法性の程度は強い。

(3) 原告の主張に対する市の答弁及び反論

ア 本件署名簿等には、個人の職業、年齢、性別、電話番号、履歴情報などの個人識別情報の記載はなく、法的保護に値する内容はない。

イ 本件要望書及び回答書に記載された内容については、原告らは住民説明会で意見として述べていたのであるから、秘密性及び非公知性はない。

ウ 本件署名簿等に記載された事項は緑が丘団地自治会全体に関する問題であったから、自治会長にもその要望と実情を知悉してもらうための公益上の目的から、自治会長に交付したものである。

エ 以上の諸点を併せ考慮すると、本件交付行為は、原告らのプライバシーを侵害するなど違法となるところはない。

(4) 裁判所における本件請求事件の審理経過

平成19年8月17日 第一審判決

(津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件)

平成19年8月31日 控訴

平成20年5月13日 第二審判決

(名古屋高等裁判所平成 19 年 (ネ) 第 827 号損害賠償請求控訴事件)

平成 20 年 5 月 27 日 結審

(5) 本件請求事件の判決内容

ア 津地方裁判所伊勢支部 第一審

主文

- ①被告は、原告らに対し、各金 3 万 3,000 円及びこれに対する訴状送達の日(原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日、その余の原告らについては同月 13 日)から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ②原告らのその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用は、これを 10 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

本件署名簿等に記載された個人情報(法的保護に値し、かつその要保護性の程度も高いこと)から、これを一旦受理し、保管するに至った行政機関としては、これを慎重に取扱うことが要請されるべきであるところ、市は、署名者の同意を得ることもなく、また、同意を得ることが困難であったと認める事情もないのにこれを自治会長に交付したものであるから、本件交付行為は原告らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判断し、原告らに一人当たり 3 万円の慰謝料と 3,000 円の弁護士費用の支払を言い渡した。

イ 名古屋高等裁判所 第二審

主文

- ①一審原告らの控訴に基づき、原判決中一審原告ら敗訴部分のうち、次項の請求に係る部分を取り消す。
- ②一審被告は、一審原告らに対し、原判決主文第 1 項の金員のほか、それぞれ 2 万 2,000 円並びにこれに対する一審原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日から、その余の一審原告らについては同月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ③一審原告らのその余の本件控訴及び一審被告の本件控訴をいずれも棄却する。
- ④訴訟費用は第 1、2 審を通じこれを 6 分し、その 5 を一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とする。

本件交付行為により開示された情報は、地域住民の行政に対する意見であって、広く捉えれば、政治的信条に関わるものであるとした上、個人がいかなる政治的信条を有し、その信条に基づきいかなる行動を行うかは、個人の内心と密接な関係を有する事柄であり、そのような事柄と関わる情報は、要保護性の高いものである。また、本件交付行為により開示された情報は、住民運動に関わるものであり、この情報が、殊に対

立する当事者に開示されれば、運動自体の萎縮効果が生じ、本来の住民運動を行うことが困難になる危険性が高いと指摘し、本件においては、上述のとおり、要保護性の高い情報を入手した市が、原告らと対立していることを認識していた自治会長に対し、当該情報を開示したものであるから、伊勢市による本件交付行為は違法であり、市は少なくとも過失があるとし、一審と同様に、市の不法行為責任を認めた。

その上、名古屋高等裁判所での判決は、本件不法行為により原告らが被った精神的損害に対する慰謝料として、原告ら1人につき5万円、弁護士費用は5,000円が相当であると判断し、一審判決を取り消した。

(6) 本件請求事件に対する市の対応

市は、職員が署名簿つきの要望書等の写しを地元自治会長に渡した行為は不適切であったと考え、結果として地元住民に迷惑をかけたと認識しつつも、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また、損害賠償を負うという第一審の判決には承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し、平成19年8月臨時会の議決を経て、控訴の決定をした。

平成20年5月13日名古屋高等裁判所民事第4部で、市に対し判決言渡があり、判決後上告及び上告受理申立をしないことを決定し、本事件は5月27日に確定した。

(7) 判決に基づく損害賠償金の支払と財務会計処理

平成20年6月2日に損害賠償金115万5,000円、遅延損害金10万9,493円及び訴訟費用1万5,333円の計127万9,826円を支出するために必要な所定手続きをとり、同月5日に支出した。

(8) 職員に対する求償権に関する規定とその運用

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権について、当市では国家賠償法に基づく求償権について審査する委員会等に関する規定がなく、求償権の要否については、弁護士等専門家に相談しながら庁内で検討し、結果、行使することを意思決定した場合は、市長から当該職員に対し、損害賠償金等を請求することとなっている。

(9) 職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

国家賠償法第1条第2項による故意又は重大な過失に当たるかどうかについて、当該訴訟代理人である弁護士とともに庁内で慎重に検討した結果、本事案については、重大な過失までには至らないと判断し、求償権は行使しないことに決定した。

2 請求人の主張と総務部及び都市整備部の説明

(1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認と国家賠償法第1条

第2項により求償権を行使するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、本件損害賠償請求事件に係る維持管理課長森下利久、都市整備部長奥村茂の不法行為は、故意又は重大な過失によるものであり、伊勢市長が怠る事実につき国家賠償法第1条第2項により求償権を行使し、勧告するよう主張している。

これについて総務部及び都市整備部は、第4—1（9）のとおり、求償権は行使しないと説明している。

- (2) 訴訟に関する弁護士費用の月額報酬部分の支払が違法であることの確認と損害賠償金として請求するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、公金支出は、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（法第2条第14項）とされている。

三重県内や名古屋市内で活動する弁護士に依頼をせず、東京弁護士会に所属する小林芳郎弁護士との間で、合理性のない月額報酬方式の委任契約で必要以上に高額な弁護士費用を支出しており、市は弁護士費用のうち月額報酬部分の財産的損害を被った。当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告すると述べている。

これについて都市整備部は、訴訟の委任については、本市の実情に詳しい、市政法律相談を委託している2名の弁護士のうち、市内の弁護士に依頼したところ受けてもらえなかったため、他の一人である東京の小林芳郎弁護士と契約を行った。契約金額については、訴訟事件の準備と、係属時から判決時まで、毎月12万（交通費・宿泊費・日当は受任弁護士が負担）となっている。

なお、本契約の契約金額については、他の算出方法とも比較し、上記金額としたものであり適切な金額であると認識していると説明している。

控訴の理由については、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また損害賠償を負うという第一審の判決については承服できないものと考え弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し議会の議決を経て控訴したと説明している。

また、平成18年9月定例会の議事録によれば、弁護士費用の積算根拠については、平成16年4月1日から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士は自由に料金を決められるようになり、当該弁護士に報酬額の提示を依頼したところ、旧報酬額の基準額より下回っていたので、契約をしたと答弁している。

このことは、三重弁護士会ホームページにおいても、「平成16年4月1日、改正された弁護士法の施行にともない、日本弁護士連合会及び三重弁護士会の報酬規程は廃止されました。今後の弁護士費用については、

事件の種類・事件の内容・依頼者が受ける経済的利益の額などによって、各弁護士と依頼者の間で個別に決められることとなります。」と掲載されている。

さらに、三重県及び県内各市を対象とした調査においても、顧問弁護士の有無、案件の内容、難易度及び労力等により各市とも異なると考えられるため、報酬金等の多寡について一概に比較できないと述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、総務部及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

- (1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、国家賠償法第1条第2項に基づき損害賠償金の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

請求人は、「名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金の支出は、市職員森下利久・奥村茂が故意又は重大な過失により、不法行為を行ったと認定されたことに基づくものであり、原因の不法行為を行った職員に対し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、伊勢市長がこれを行っていないことは、裁量権を逸脱した違法な行為であり、怠る事実につき違法である」と主張しているののでこれについて判断する。

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。国家賠償法が公務員の故意又は重大な過失があつたときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

過失とは、行為者がその場合において必要とされる注意を怠ったこととされ、必要とされる注意とは、具体的な加害者個人ではなく、そのような職業や立場におかれている通常人が当然払うであろう注意と解される。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に違法有害な結果を予測回避することができたにもかかわらず、漫然とこれを看過した場合をいい、ほとんど故意に近い程度の注意義務違反であると解されている。

本請求事件判決内容によると、「本件交付行為をしたことにつき少なくとも過失があり、その行為は違法であると認めるのが相当である。」として、市には少なくとも過失があるとし、市の不法行為責任を認めているものの、市の過失の程度については一切触れておらず、担当市職員に対する過失についても述べられていない。

また、「一審原告らの主張している間接事実を考慮しても、一審被告が、一審原告らの緑地復旧運動を妨害する意図で本件交付行為を行ったとまで認めることはできない。」と判示されている。

上記のとおり総合的に考慮すると、担当職員に過失があったこと自体は是認しなければならないが、その過失は一般的な過失の領域にとどまり、重大な過失とまではいえないものと判断する。

このように、本件請求事件については、その過失が重大なものと認められない以上、市は、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を有し得ないことは明らかであり、市は求償権を行使できないものと判断する。

したがって、国家賠償法の求償権が認められない以上、市がこれを行って行っていないことは当然であり、請求人の主張の求償権に関しては、市には求償権不行使による怠る事実が認められず、請求人の主張には理由がない。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、その他裁判費用の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

平成19年9月18日から平成20年4月15日までのその他裁判費用の支出については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不合法な請求である。

また、国家賠償法第1条第2項の求償権の範囲については、「国又は地方公共団体が被害者に対して現実に支払った賠償額を限度とする。」

(平成19年5月24日高松高裁判決)とされており、損害賠償金以外については、職員に求償することはできないと解さざるを得ない。

したがって、請求人の主張の求償権に関して、平成20年6月13日のその他裁判費用の支出については、求償権不行使による怠る事実が認められず、請求人の主張には理由がない。

- (3) 平成18年9月1日から平成20年5月1日までの弁護士費用の却下理由について

法第242条第2項は住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただし、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとしている。そして、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきであると解されている。(平成14年9月12日最高裁判決)

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に1年を経過している平成18年9月1日から平

成 20 年 5 月 1 日までのものも対象にしている。請求人は、「この事実を知ったのは平成 20 年 5 月 27 日の総務政策委員協議会であり、知ってから 1 年以内であり、法第 242 条第 2 項の規定による正当な理由がある。」と主張している。また、怠る事実の違法確認については、監査請求の期間の制限はないと主張している。

しかし、この点については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきと解するのが相当である。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）とされている。今回の請求は、弁護士費用の支出が違法であることを前提としているので、昭和 62 年の判決に照らし、当該支出がなされた日を基準として法第 242 条第 2 項の規定が適用されるべきであると判断する。

当該請求に係る弁護士費用の支出については、平成 18 年 9 月 19 日の定例会で審議され、議事録によれば、東京に事務所をおく弁護士の費用の積算についての質疑がある。また、平成 19 年 8 月 27 日の臨時会でも審議され、その中で一審の弁護士費用等の金額及び控訴審の弁護士費用見込みなどについての質疑がある。なお、この定例会、臨時会は傍聴が可能であった。そして、平成 18 年 12 月 1 日及び平成 19 年 12 月 1 日発行の「いせ市議会だより」において、これらの内容が掲載されている。この「いせ市議会だより」は各戸配布されているので、相当の注意力をもって調査すれば弁護士費用の支出を知ることができたと解される。

したがって、請求人は、当該請求に係る支出があった日から 1 年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を経過したことについて正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち、平成 18 年 8 月分から平成 20 年 4 月分の損害賠償請求訴訟委任契約に基づく弁護士費用については、法第 242 条第 2 項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

(4) 本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく月額報酬方式の支出について

請求人は、「津地方裁判所伊勢支部平成 18 年（ワ）第 88 号・第 98 号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの間、弁護士費用として 276 万円（12 万円/月×23 ヶ月）を支払ったが、この公金支出は、法第 2 条第 14 項の「最少の経費・最大の効果の原則」、地方財政法第 4 条第 1 項「経費はそ

の目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはならない」に反するもので、裁量権を逸脱したものである」と主張している。この点について判断する。

請求人が主張している弁護士費用のうち、申請を受け付けた平成 21 年 5 月 26 日時点で 1 年に満たない平成 20 年 5 月分から平成 20 年 6 月分までの（12 万円×2 ヶ月）24 万円について、法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条第 1 項の規定に反するものであるかどうかを検討する。

ア 弁護士への訴訟委任について

(ア) 本件請求事件において、被告である市が、その執行機関の職務行為の適法性について積極的に主張・立証するため、応訴活動を行うことは当然なすべき行為とみることができる。

(イ) 市が当事者となる訴訟において訴訟代理人を弁護士に委任する場合は訴訟を適正かつ効果的に行うという観点から市の判断に委ねられていると考える。

また、訴訟手続きに精通した法律の専門家である弁護士に訴訟代理人を委任するという判断は、訴訟の適正、公正かつ円滑な遂行が責務であるという観点からも妥当なものである。

(ウ) 当該弁護士の選任については、市の市政法律相談を委託しており、当市の実情を十二分に把握している弁護士 2 名のどちらかに委任することとしたが、市内の弁護士に依頼したところ、承諾いただけなかったため、当該弁護士と契約した経緯がある。

さらに、当該弁護士は、平成元年当時から当市の訴訟代理人として業務を行っている。

イ 弁護士報酬の算定について

弁護士の報酬は、弁護士法に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準規程とこれを基準に定められた三重弁護士報酬規程に標準額が定められていたが、平成 16 年 4 月 1 日、独占禁止法に沿って廃止され、各弁護士と依頼者との間で約定により自由に料金を定めることが出来るようになったものである。本件訴訟においては、当該弁護士から提示された月額報酬方式による弁護士費用が、旧報酬額の基準額より下回ったため、契約を締結したものである。

請求人が高額すぎると指摘している点についても、報酬規程の廃止により、法律事務の処理に関する委任契約は、弁護士と依頼者との自由な意思に基づいて行われるものであるから、契約方法についても拘束されることはないといえる。

また、当市の実情に精通していることを考慮すれば必要以上に高額な支出であるといえない。

このことにより、本契約は、最少の経費・最大の効果の原則を考慮・検討したうえで締結されており、必要以上に高額な金額を支出している

とは言い難く、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の規定に反するとはいえず、裁量権を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、請求人の本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当するとの主張及び伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち月額報酬部分を損害賠償金として勧告することを求めるという主張は理由がないと判断する。

伊勢市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月22日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	藺田	順一

平成 21 年 7 月 22 日

請求者 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博
伊勢市監査委員 浦野 卓 久
伊勢市監査委員 藺 田 順 一

伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 21 年 5 月 27 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 5 月 27 日である。

3 請求の内容

請求人提出の伊勢市長に対する措置請求書（資料）、陳述による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨及び措置請求

ア 名古屋高等裁判所は、平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき、楠部町緑が丘団地住民提出の「伊勢市楠部町字緑が丘 3160 番地をもとの緑地（雑種地）に戻すこと」の署名簿（緑が丘団地住民約 300 名署名）・要望書等を、伊勢市が不法漏洩したことに対し、国家賠償法に基づき、伊勢市に損害賠償責任があるとして原告ら住民に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。伊勢市は、平成 20 年 6 月 5 日原告ら訴訟代理

人に対し、損害賠償金 127 万 9,826 円を支払ったが、この公金支出は、都市整備部長奥村茂・維持管理課長森下利久の故意又は重大な過失による違法行為に由来するものであり、伊勢市は、当該職員らに対し、国家賠償法第 1 条第 2 項に基づき求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているため、伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、当該職員らに対し、国家賠償法第 1 条第 2 項に基づき金 411 万 7,786 円の求償権を行使するように勧告することを求める。

イ 伊勢市長は、津地方裁判所伊勢支部平成 18 年（ワ）第 88 号・第 98 号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの間、弁護士費用として 276 万円（1 ヶ月 12 万円×23 ヶ月）を支払ったが、この弁護士費用は高額であり、地方自治法第 2 条第 14 項の「最少の経費・最大の効果の原則」に反するもので、裁量権を逸脱したものであるから、当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備していると認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

本件は、提出された措置請求書の請求の要旨で下記ア、イを併記し、計数的に弁護士費用 276 万円を重複して請求している。

ア 国家賠償法に基づき、職員 2 名に対し、411 万 7,786 円（損害賠償金 127 万 9,826 円、弁護士費用 276 万円、切手代 7,760 円、旅費 5 万 9,700 円、印紙代 1 万 500 円）の求償権の行使

イ 森下隆生に対し、弁護士費用 276 万円の損害賠償金の請求

また、請求人はアの請求の理由を述べる中で、国家賠償法に基づく求償権の行使を求める額を 127 万 9,826 円とし、請求内容に矛盾する部分があるが、求める請求額を 411 万 7,786 円と認め、これを損害賠償金と切手代、印紙代及び旅費（以下「その他裁判費用」という。）と弁護士費用に分けて判断することとした。

(1) 国家賠償法第 1 条第 2 項に基づき、職員 2 名に対し、127 万 9,826 円の損害賠償金の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠って

いるのかどうか。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、7万7,960円のその他裁判費用の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているのかどうか。
- (3) 本件訴訟に係る弁護士費用276万円が高額であり違法な支出といえるのかどうか。

2 監査対象部局

監査対象部局の調査については、平成21年3月26日付けの請求内容とほぼ同一と判断したので、事情聴取を省略し、文書による追加の証拠の提出のみを求めた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人の代理人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

また、請求内容の金額の重複、矛盾部分について説明を求めたところ、職員に対する請求金額は411万7,786円であると主張された。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、損害賠償金求償権の行使については、理由がないものと認められるので、棄却する。
- 2 本件請求のうち、その他裁判費用の求償権の行使については、平成19年9月18日から平成20年4月15日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下し、平成20年6月13日の支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容	支払額	支払日	
1	切手代	7,760	平成19年 9月18日	
2	印紙代	10,500	平成19年 9月18日	
3	旅費	平成20年 1月分	16,800	平成20年 2月15日
4	旅費	平成20年 3月分	17,160	平成20年 4月15日
5	旅費	平成20年 5月分	17,160	平成20年 6月13日
6	旅費	平成20年 5月分	8,580	平成20年 6月13日
合 計		77,960		

- 3 本件請求の弁護士費用276万円のうち、下記のとおり平成18年9月1日から平成20年5月1日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、

不適法なものとして却下する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 8 月分	120,000	平成 18 年 9 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 9 月分	120,000	平成 18 年 10 月 2 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 10 月分	120,000	平成 18 年 11 月 1 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 11 月分	120,000	平成 18 年 12 月 1 日
5	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 12 月分	120,000	平成 19 年 1 月 4 日
6	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 1 月分	120,000	平成 19 年 2 月 1 日
7	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 2 月分	120,000	平成 19 年 3 月 1 日
8	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 3 月分	120,000	平成 19 年 4 月 2 日
9	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 4 月分	120,000	平成 19 年 5 月 10 日
10	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 5 月分	120,000	平成 19 年 6 月 1 日
11	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 6 月分	120,000	平成 19 年 7 月 2 日
12	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 7 月分	120,000	平成 19 年 8 月 1 日
13	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 8 月分	120,000	平成 19 年 9 月 3 日
14	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 9 月分	120,000	平成 19 年 10 月 1 日
15	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 10 月分	120,000	平成 19 年 11 月 1 日
16	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 11 月分	120,000	平成 19 年 12 月 3 日
17	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 12 月分	120,000	平成 20 年 1 月 4 日
18	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 1 月分	120,000	平成 20 年 2 月 1 日
19	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 2 月分	120,000	平成 20 年 3 月 3 日
20	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 3 月分	120,000	平成 20 年 4 月 1 日
21	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 4 月分	120,000	平成 20 年 5 月 1 日
合 計			2,520,000	

- 4 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 20 年 6 月 2 日から平成 20 年 7 月 1 日までの支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 5 月分	120,000	平成 20 年 6 月 2 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 6 月分	120,000	平成 20 年 7 月 1 日
合 計			240,000	

第 4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件請求事件の訴えの提起

伊勢市「緑が丘団地」の住民である原告らは、平成16年6月28日、同団地内に造られた市道を緑地に戻すことと、伊勢市楠部町字緑が丘3160番地をもとの緑地（雑種地）に戻すことを求めて、その旨の要望書や署名簿等（以下「本件署名簿等」という。）を、伊勢市長に提出したところ、維持管理課長森下利久は、平成16年9月9日、本件署名簿等を複写し、個人名の伏せ字などをしないまま、これを伊勢市長名で緑が丘団地自治会長に交付した。（以下「本件交付行為」という。）

(2) 本件請求事件における原告の主張

原告らは、市が原告らに無断で、本件署名簿等を第三者である自治会長に漏洩し、これによって原告らは精神的苦痛を強いられたとし、市に対し不法行為に基づき一人あたり33万円の損害賠償を求めた。

ア 本件署名簿等は、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する個人情報となるものであり、第三者に開示されたくない情報である。

イ 個人情報を第三者に開示することは、地方公務員法の公務員の守秘義務、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例に違反するものである。

ウ 行政に対する要望をする者の個人情報が、その行政によって、当該要望者の敵対関係者に違法に漏洩されるようでは、住民運動が萎縮し、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

エ 本件交付行為が違法の法的評価を受けることは明らかであり、その違法性の程度は強い。

(3) 原告の主張に対する市の答弁及び反論

ア 本件署名簿等には、個人の職業、年齢、性別、電話番号、履歴情報などの個人識別情報の記載はなく、法的保護に値する内容はない。

イ 本件要望書及び回答書に記載された内容については、原告らは住民説明会で意見として述べていたのであるから、秘密性及び非公知性はない。

ウ 本件署名簿等に記載された事項は緑が丘団地自治会全体に関する問題であったから、自治会長にもその要望と実情を知悉してもらうための公益上の目的から、自治会長に交付したものである。

エ 以上の諸点を併せ考慮すると、本件交付行為は、原告らのプライバシーを侵害するなど違法となるところはない。

(4) 裁判所における本件請求事件の審理経過

平成19年8月17日 第一審判決

(津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件)

平成19年8月31日 控訴

平成20年5月13日 第二審判決

(名古屋高等裁判所平成 19 年 (ネ) 第 827 号損害賠償請求控訴事件)

平成 20 年 5 月 27 日 結審

(5) 本件請求事件の判決内容

ア 津地方裁判所伊勢支部 第一審

主文

- ①被告は、原告らに対し、各金 3 万 3,000 円及びこれに対する訴状送達の日(原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日、その余の原告らについては同月 13 日)から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ②原告らのその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用は、これを 10 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

本件署名簿等に記載された個人情報(法的保護に値し、かつその要保護性の程度も高いこと)から、これを一旦受理し、保管するに至った行政機関としては、これを慎重に取扱うことが要請されるべきであるところ、市は、署名者の同意を得ることもなく、また、同意を得ることが困難であったと認める事情もないのにこれを自治会長に交付したものであるから、本件交付行為は原告らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判断し、原告らに一人当たり 3 万円の慰謝料と 3,000 円の弁護士費用の支払を言い渡した。

イ 名古屋高等裁判所 第二審

主文

- ①一審原告らの控訴に基づき、原判決中一審原告ら敗訴部分のうち、次項の請求に係る部分を取り消す。
- ②一審被告は、一審原告らに対し、原判決主文第 1 項の金員のほか、それぞれ 2 万 2,000 円並びにこれに対する一審原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日から、その余の一審原告らについては同月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ③一審原告らのその余の本件控訴及び一審被告の本件控訴をいずれも棄却する。
- ④訴訟費用は第 1、2 審を通じこれを 6 分し、その 5 を一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とする。

本件交付行為により開示された情報は、地域住民の行政に対する意見であって、広く捉えれば、政治的信条に関わるものであるとした上、個人がいかなる政治的信条を有し、その信条に基づきいかなる行動を行うかは、個人の内心と密接な関係を有する事柄であり、そのような事柄と関わる情報は、要保護性の高いものである。また、本件交付行為により開示された情報は、住民運動に関わるものであり、この情報が、殊に対

立する当事者に開示されれば、運動自体の萎縮効果が生じ、本来の住民運動を行うことが困難になる危険性が高いと指摘し、本件においては、上述のとおり、要保護性の高い情報を入手した市が、原告らと対立していることを認識していた自治会長に対し、当該情報を開示したものであるから、伊勢市による本件交付行為は違法であり、市は少なくとも過失があるとし、一審と同様に、市の不法行為責任を認めた。

その上、名古屋高等裁判所での判決は、本件不法行為により原告らが被った精神的損害に対する慰謝料として、原告ら1人につき5万円、弁護士費用は5,000円が相当であると判断し、一審判決を取り消した。

(6) 本件請求事件に対する市の対応

市は、職員が署名簿つきの要望書等の写しを地元自治会長に渡した行為は不適切であったと考え、結果として地元住民に迷惑をかけたと認識しつつも、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また、損害賠償を負うという第一審の判決には承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し、平成19年8月臨時会の議決を経て、控訴の決定をした。

平成20年5月13日名古屋高等裁判所民事第4部で、市に対し判決言渡があり、判決後上告及び上告受理申立をしないことを決定し、本事件は5月27日に確定した。

(7) 判決に基づく損害賠償金の支払と財務会計処理

平成20年6月2日に損害賠償金115万5,000円、遅延損害金10万9,493円及び訴訟費用1万5,333円の計127万9,826円を支出するために必要な所定手続きをとり、同月5日に支出した。

(8) 職員に対する求償権に関する規定とその運用

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権について、当市では国家賠償法に基づく求償権について審査する委員会等に関する規定がなく、求償権の要否については、弁護士等専門家に相談しながら庁内で検討し、結果、行使することを意思決定した場合は、市長から当該職員に対し、損害賠償金等を請求することとなっている。

(9) 職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

国家賠償法第1条第2項による故意又は重大な過失に当たるかどうかについて、当該訴訟代理人である弁護士とともに庁内で慎重に検討した結果、本事案については、重大な過失までには至らないと判断し、求償権は行使しないことに決定した。

2 請求人の主張と総務部及び都市整備部の説明

(1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認と国家賠償法第1条

第2項により求償権を行使するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、本件損害賠償請求事件に係る維持管理課長森下利久、都市整備部長奥村茂の不法行為は、故意又は重大な過失によるものであり、伊勢市長が怠る事実につき国家賠償法第1条第2項により求償権を行使し、勧告するよう主張している。

これについて総務部及び都市整備部は、第4—1（9）のとおり、求償権は行使しないと説明している。

- (2) 訴訟に関する弁護士費用の月額報酬部分の支払が違法であることの確認と損害賠償金として請求するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、公金支出は、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（法第2条第14項）とされている。

三重県内や名古屋市内で活動する弁護士に依頼をせず、東京弁護士会に所属する小林芳郎弁護士との間で、合理性のない月額報酬方式の委任契約で必要以上に高額な弁護士費用を支出しており、市は弁護士費用のうち月額報酬部分の財産的損害を被った。当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告すると述べている。

これについて都市整備部は、訴訟の委任については、本市の実情に詳しい、市政法律相談を委託している2名の弁護士のうち、市内の弁護士に依頼したところ受けてもらえなかったため、他の一人である東京の小林芳郎弁護士と契約を行った。契約金額については、訴訟事件の準備と、係属時から判決時まで、毎月12万（交通費・宿泊費・日当は受任弁護士が負担）となっている。

なお、本契約の契約金額については、他の算出方法とも比較し、上記金額としたものであり適切な金額であると認識していると説明している。

控訴の理由については、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また損害賠償を負うという第一審の判決については承服できないものと考え弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し議会の議決を経て控訴したと説明している。

また、平成18年9月定例会の議事録によれば、弁護士費用の積算根拠については、平成16年4月1日から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士は自由に料金を決められるようになり、当該弁護士に報酬額の提示を依頼したところ、旧報酬額の基準額より下回っていたので、契約をしたと答弁している。

このことは、三重弁護士会ホームページにおいても、「平成16年4月1日、改正された弁護士法の施行にともない、日本弁護士連合会及び三重弁護士会の報酬規程は廃止されました。今後の弁護士費用については、

事件の種類・事件の内容・依頼者が受ける経済的利益の額などによって、各弁護士と依頼者の間で個別に決められることとなります。」と掲載されている。

さらに、三重県及び県内各市を対象とした調査においても、顧問弁護士の有無、案件の内容、難易度及び労力等により各市とも異なると考えられるため、報酬金等の多寡について一概に比較できないと述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、総務部及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

- (1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、国家賠償法第1条第2項に基づき損害賠償金の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

請求人は、「名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金の支出は、市職員森下利久・奥村茂が故意又は重大な過失により、不法行為を行ったと認定されたことに基づくものであり、原因の不法行為を行った職員に対し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、伊勢市長がこれを行っていないことは、裁量権を逸脱した違法な行為であり、怠る事実につき違法である」と主張しているののでこれについて判断する。

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。国家賠償法が公務員の故意又は重大な過失があつたときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

過失とは、行為者がその場合において必要とされる注意を怠ったこととされ、必要とされる注意とは、具体的な加害者個人ではなく、そのような職業や立場におかれている通常人が当然払うであろう注意と解される。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に違法有害な結果を予測回避することができたにもかかわらず、漫然とこれを看過した場合をいい、ほとんど故意に近い程度の注意義務違反であると解されている。

本請求事件判決内容によると、「本件交付行為をしたことにつき少なくとも過失があり、その行為は違法であると認めるのが相当である。」として、市には少なくとも過失があるとし、市の不法行為責任を認めているものの、市の過失の程度については一切触れておらず、担当市職員に対する過失についても述べられていない。

また、「一審原告らの主張している間接事実を考慮しても、一審被告が、一審原告らの緑地復旧運動を妨害する意図で本件交付行為を行ったとまで認めることはできない。」と判示されている。

上記のとおり総合的に考慮すると、担当職員に過失があったこと自体は是認しなければならないが、その過失は一般的な過失の領域にとどまり、重大な過失とまではいえないものと判断する。

このように、本件請求事件については、その過失が重大なものと認められない以上、市は、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を有し得ないことは明らかであり、市は求償権を行使できないものと判断する。

したがって、国家賠償法の求償権が認められない以上、市がこれを行って行っていないことは当然であり、請求人の主張の求償権に関しては、市には求償権不行使による怠る事実が認められず、請求人の主張には理由がない。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、その他裁判費用の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

平成19年9月18日から平成20年4月15日までのその他裁判費用の支出については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不合法な請求である。

また、国家賠償法第1条第2項の求償権の範囲については、「国又は地方公共団体が被害者に対して現実に支払った賠償額を限度とする。」

(平成19年5月24日高松高裁判決)とされており、損害賠償金以外については、職員に求償することはできないと解さざるを得ない。

したがって、請求人の主張の求償権に関して、平成20年6月13日のその他裁判費用の支出については、求償権不行使による怠る事実が認められず、請求人の主張には理由がない。

- (3) 平成18年9月1日から平成20年5月1日までの弁護士費用の却下理由について

法第242条第2項は住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただし、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとしている。そして、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきであると解されている。(平成14年9月12日最高裁判決)

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に1年を経過している平成18年9月1日から平

成 20 年 5 月 1 日までのものも対象にしている。請求人は、「この事実を知ったのは平成 20 年 5 月 27 日の総務政策委員協議会であり、知ってから 1 年以内であり、法第 242 条第 2 項の規定による正当な理由がある。」と主張している。また、怠る事実の違法確認については、監査請求の期間の制限はないと主張している。

しかし、この点については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきと解するのが相当である。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）とされている。今回の請求は、弁護士費用の支出が違法であることを前提としているので、昭和 62 年の判決に照らし、当該支出がなされた日を基準として法第 242 条第 2 項の規定が適用されるべきであると判断する。

当該請求に係る弁護士費用の支出については、平成 18 年 9 月 19 日の定例会で審議され、議事録によれば、東京に事務所をおく弁護士の費用の積算についての質疑がある。また、平成 19 年 8 月 27 日の臨時会でも審議され、その中で一審の弁護士費用等の金額及び控訴審の弁護士費用見込みなどについての質疑がある。なお、この定例会、臨時会は傍聴が可能であった。そして、平成 18 年 12 月 1 日及び平成 19 年 12 月 1 日発行の「いせ市議会だより」において、これらの内容が掲載されている。この「いせ市議会だより」は各戸配布されているので、相当の注意力をもって調査すれば弁護士費用の支出を知ることができたと解される。

したがって、請求人は、当該請求に係る支出があった日から 1 年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を経過したことについて正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち、平成 18 年 8 月分から平成 20 年 4 月分の損害賠償請求訴訟委任契約に基づく弁護士費用については、法第 242 条第 2 項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

(4) 本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく月額報酬方式の支出について

請求人は、「津地方裁判所伊勢支部平成 18 年（ワ）第 88 号・第 98 号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの間、弁護士費用として 276 万円（12 万円/月×23 ヶ月）を支払ったが、この公金支出は、法第 2 条第 14 項の「最少の経費・最大の効果の原則」、地方財政法第 4 条第 1 項「経費はそ

の目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはならない」に反するもので、裁量権を逸脱したものである」と主張している。この点について判断する。

請求人が主張している弁護士費用のうち、申請を受け付けた平成21年5月27日時点で1年に満たない平成20年5月分から平成20年6月分までの(12万円×2ヶ月)24万円について、法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の規定に反するものであるかどうかを検討する。

ア 弁護士への訴訟委任について

(ア) 本件請求事件において、被告である市が、その執行機関の職務行為の適法性について積極的に主張・立証するため、応訴活動を行うことは当然なすべき行為とみることができる。

(イ) 市が当事者となる訴訟において訴訟代理人を弁護士に委任する場合は訴訟を適正かつ効果的に行うという観点から市の判断に委ねられていると考える。

また、訴訟手続きに精通した法律の専門家である弁護士に訴訟代理人を委任するという判断は、訴訟の適正、公正かつ円滑な遂行が責務であるという観点からも妥当なものである。

(ウ) 当該弁護士の選任については、市の市政法律相談を委託しており、当市の実情を十二分に把握している弁護士2名のどちらかに委任することとしたが、市内の弁護士に依頼したところ、承諾いただけなかったため、当該弁護士と契約した経緯がある。

さらに、当該弁護士は、平成元年当時から当市の訴訟代理人として業務を行っている。

イ 弁護士報酬の算定について

弁護士の報酬は、弁護士法に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準規程とこれを基準に定められた三重弁護士報酬規程に標準額が定められていたが、平成16年4月1日、独占禁止法に沿って廃止され、各弁護士と依頼者との間で約定により自由に料金を定めることが出来るようになったものである。本件訴訟においては、当該弁護士から提示された月額報酬方式による弁護士費用が、旧報酬額の基準額より下回ったため、契約を締結したものである。

請求人が高額すぎると指摘している点についても、報酬規程の廃止により、法律事務の処理に関する委任契約は、弁護士と依頼者との自由な意思に基づいて行われるものであるから、契約方法についても拘束されることはないといえる。

また、当市の実情に精通していることを考慮すれば必要以上に高額な支出であるといえない。

このことにより、本契約は、最少の経費・最大の効果の原則を考慮・検討したうえで締結されており、必要以上に高額な金額を支出している

とは言い難く、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の規定に反するとはいえず、裁量権を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、請求人の本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当するとの主張及び伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち月額報酬部分を損害賠償金として勧告することを求めるという主張は理由がないと判断する。

伊勢市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月22日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	藺田	順一

平成 21 年 7 月 22 日

請求者 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博

伊勢市監査委員 浦野 卓 久

伊勢市監査委員 蘭 田 順 一

伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 21 年 5 月 28 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市

氏 名 省 略

住 所 伊勢市

氏 名 省 略

住 所 伊勢市

氏 名 省 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 5 月 28 日である。

3 請求の内容

請求人提出の伊勢市長に対する措置請求書（資料）、陳述による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

（1） 請求の要旨及び措置請求

ア 名古屋高等裁判所は、平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき、楠部町緑が丘団地住民提出の「伊勢市楠部町字緑が丘 3160 番地をもとの緑地（雑種地）に戻すこと」の署名簿（緑が丘団地住民約 300 名署名）・要望書等を、伊勢市が不法漏洩したことに対し、国家賠償法に基づき、伊勢市に損害賠償責任があるとして原告ら住民に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。伊勢市は、平成 20 年 6 月 5 日原告ら訴訟代理人に対し、損害賠償金 127 万 9,826 円を支払ったが、この公金支出は、

都市整備部長奥村茂・維持管理課長森下利久の故意又は重大な過失による違法行為に由来するものであり、伊勢市は、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているため、伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき金411万7,786円の求償権を行使するように勧告することを求める。

イ 伊勢市長は、津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成18年9月1日から平成20年7月1日までの間、弁護士費用として276万円(1ヶ月12万円×23ヶ月)を支払ったが、この弁護士費用は高額であり、地方自治法第2条第14項の「最少の経費・最大の効果の原則」に反するもので、裁量権を逸脱したものであるから、当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備していると認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

本件は、提出された措置請求書の請求の要旨で下記ア、イを併記し、計数的に弁護士費用276万円を重複して請求している。

ア 国家賠償法に基づき、職員2名に対し、411万7,786円(損害賠償金127万9,826円、弁護士費用276万円、切手代7,760円、旅費5万9,700円、印紙代1万500円)の求償権の行使

イ 森下隆生に対し、弁護士費用276万円の損害賠償金の請求

また、請求人はアの請求の理由を述べる中で、国家賠償法に基づく求償権の行使を求める額を127万9,826円とし、請求内容に矛盾する部分があるが、求める請求額を411万7,786円と認め、これを損害賠償金と切手代、印紙代及び旅費(以下「その他裁判費用」という。)と弁護士費用に分けて判断することとした。

(1) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、127万9,826円の損害賠償金の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているかどうか。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、7万7,960円のその他裁判費用の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているのかどうか。
- (3) 本件訴訟に係る弁護士費用276万円が高額であり違法な支出といえるのかどうか。

2 監査対象部局

監査対象部局の調査については、平成21年3月26日付けの請求内容とほぼ同一と判断したので、事情聴取を省略し、文書による追加の証拠の提出のみを求めた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人及び代理人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

また、請求内容の金額の重複、矛盾部分について説明を求めたところ、職員に対する請求金額は411万7,786円であると主張された。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、損害賠償金求償権の行使については、理由がないものと認められるので、棄却する。
- 2 本件請求のうち、その他裁判費用の求償権の行使については、平成19年9月18日から平成20年4月15日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下し、平成20年6月13日の支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	切手代		7,760	平成19年 9月18日
2	印紙代		10,500	平成19年 9月18日
3	旅費	平成20年 1月分	16,800	平成20年 2月15日
4	旅費	平成20年 3月分	17,160	平成20年 4月15日
5	旅費	平成20年 5月分	17,160	平成20年 6月13日
6	旅費	平成20年 5月分	8,580	平成20年 6月13日
合 計			77,960	

- 3 本件請求の弁護士費用276万円のうち、下記のとおり平成18年9月1日から平成20年5月1日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 8 月分	120,000	平成 18 年 9 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 9 月分	120,000	平成 18 年 10 月 2 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 10 月分	120,000	平成 18 年 11 月 1 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 11 月分	120,000	平成 18 年 12 月 1 日
5	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 12 月分	120,000	平成 19 年 1 月 4 日
6	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 1 月分	120,000	平成 19 年 2 月 1 日
7	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 2 月分	120,000	平成 19 年 3 月 1 日
8	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 3 月分	120,000	平成 19 年 4 月 2 日
9	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 4 月分	120,000	平成 19 年 5 月 10 日
10	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 5 月分	120,000	平成 19 年 6 月 1 日
11	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 6 月分	120,000	平成 19 年 7 月 2 日
12	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 7 月分	120,000	平成 19 年 8 月 1 日
13	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 8 月分	120,000	平成 19 年 9 月 3 日
14	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 9 月分	120,000	平成 19 年 10 月 1 日
15	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 10 月分	120,000	平成 19 年 11 月 1 日
16	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 11 月分	120,000	平成 19 年 12 月 3 日
17	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 12 月分	120,000	平成 20 年 1 月 4 日
18	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 1 月分	120,000	平成 20 年 2 月 1 日
19	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 2 月分	120,000	平成 20 年 3 月 3 日
20	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 3 月分	120,000	平成 20 年 4 月 1 日
21	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 4 月分	120,000	平成 20 年 5 月 1 日
合 計			2,520,000	

- 4 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 20 年 6 月 2 日から平成 20 年 7 月 1 日までの支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 5 月分	120,000	平成 20 年 6 月 2 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 6 月分	120,000	平成 20 年 7 月 1 日
合 計			240,000	

第 4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件請求事件の訴えの提起

伊勢市「緑が丘団地」の住民である原告らは、平成16年6月28日、同団地内に造られた市道を緑地に戻すことと、伊勢市楠部町字緑が丘3160番地をもとの緑地（雑種地）に戻すことを求めて、その旨の要望書や署名簿等（以下「本件署名簿等」という。）を、伊勢市長に提出したところ、維持管理課長森下利久は、平成16年9月9日、本件署名簿等を複写し、個人名の伏せ字などをしないまま、これを伊勢市長名で緑が丘団地自治会長に交付した。（以下「本件交付行為」という。）

(2) 本件請求事件における原告の主張

原告らは、市が原告らに無断で、本件署名簿等を第三者である自治会長に漏洩し、これによって原告らは精神的苦痛を強いられたとし、市に対し不法行為に基づき一人あたり33万円の損害賠償を求めた。

ア 本件署名簿等は、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する個人情報となるものであり、第三者に開示されたくない情報である。

イ 個人情報を第三者に開示することは、地方公務員法の公務員の守秘義務、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例に違反するものである。

ウ 行政に対する要望をする者の個人情報が、その行政によって、当該要望者の敵対関係者に違法に漏洩されるようでは、住民運動が萎縮し、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

エ 本件交付行為が違法の法的評価を受けることは明らかであり、その違法性の程度は強い。

(3) 原告の主張に対する市の答弁及び反論

ア 本件署名簿等には、個人の職業、年齢、性別、電話番号、履歴情報などの個人識別情報の記載はなく、法的保護に値する内容はない。

イ 本件要望書及び回答書に記載された内容については、原告らは住民説明会で意見として述べていたのであるから、秘密性及び非公知性はない。

ウ 本件署名簿等に記載された事項は緑が丘団地自治会全体に関する問題であったから、自治会長にもその要望と実情を知悉してもらうための公益上の目的から、自治会長に交付したものである。

エ 以上の諸点を併せ考慮すると、本件交付行為は、原告らのプライバシーを侵害するなど違法となるところはない。

(4) 裁判所における本件請求事件の審理経過

平成19年8月17日 第一審判決

(津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件)

平成19年8月31日 控訴

平成20年5月13日 第二審判決

(名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件)

平成 20 年 5 月 27 日 結審

(5) 本件請求事件の判決内容

ア 津地方裁判所伊勢支部 第一審

主文

- ①被告は、原告らに対し、各金 3 万 3,000 円及びこれに対する訴状送達の日翌日（原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日、その余の原告らについては同月 13 日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ②原告らのその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用は、これを 10 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

本件署名簿等に記載された個人情報 は法的保護に値し、かつその要保護性の程度も高いことから、これを一旦受理し、保管するに至った行政機関としては、これを慎重に取扱うことが要請されるべきであるところ、市は、署名者の同意を得ることもなく、また、同意を得ることが困難であったと認める事情もないのにこれを自治会長に交付したものであるから、本件交付行為は原告らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判断し、原告らに一人当たり 3 万円の慰謝料と 3,000 円の弁護士費用の支払を言い渡した。

イ 名古屋高等裁判所 第二審

主文

- ①一審原告らの控訴に基づき、原判決中一審原告ら敗訴部分のうち、次項の請求に係る部分を取り消す。
- ②一審被告は、一審原告らに対し、原判決主文第 1 項の金員のほか、それぞれ 2 万 2,000 円並びにこれに対する一審原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日から、その余の一審原告らについては同月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ③一審原告らのその余の本件控訴及び一審被告の本件控訴をいずれも棄却する。
- ④訴訟費用は第 1、2 審を通じこれを 6 分し、その 5 を一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とする。

本件交付行為により開示された情報は、地域住民の行政に対する意見であって、広く捉えれば、政治的信条に関わるものであるとした上、個人がいかなる政治的信条を有し、その信条に基づきいかなる行動を行うかは、個人の内心と密接な関係を有する事柄であり、そのような事柄と関わる情報は、要保護性の高いものである。また、本件交付行為により開示された情報は、住民運動に関わるものであり、この情報が、殊に対立する当事者に開示されれば、運動自体の萎縮効果が生じ、本来の住民

運動を行うことが困難になる危険性が高いと指摘し、本件においては、上述のとおり、要保護性の高い情報を入手した市が、原告らと対立していることを認識していた自治会長に対し、当該情報を開示したものであるから、伊勢市による本件交付行為は違法であり、市は少なくとも過失があるとし、一審と同様に、市の不法行為責任を認めた。

その上、名古屋高等裁判所での判決は、本件不法行為により原告らが被った精神的損害に対する慰謝料として、原告ら1人につき5万円、弁護士費用は5,000円が相当であると判断し、一審判決を取り消した。

(6) 本件請求事件に対する市の対応

市は、職員が署名簿つきの要望書等の写しを地元自治会長に渡した行為は不適切であったと考え、結果として地元住民に迷惑をかけたと認識しつつも、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また、損害賠償を負うという第一審の判決には承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し、平成19年8月臨時会の議決を経て、控訴の決定をした。

平成20年5月13日名古屋高等裁判所民事第4部で、市に対し判決言渡があり、判決後上告及び上告受理申立をしないことを決定し、本事件は5月27日に確定した。

(7) 判決に基づく損害賠償金の支払と財務会計処理

平成20年6月2日に損害賠償金115万5,000円、遅延損害金10万9,493円及び訴訟費用1万5,333円の計127万9,826円を支出するために必要な所定手続きをとり、同月5日に支出した。

(8) 職員に対する求償権に関する規定とその運用

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権について、当市では国家賠償法に基づく求償権について審査する委員会等に関する規定がなく、求償権の要否については、弁護士等専門家に相談しながら庁内で検討し、結果、行使することを意思決定した場合は、市長から当該職員に対し、損害賠償金等を請求することとなっている。

(9) 職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

国家賠償法第1条第2項による故意又は重大な過失に当たるかどうかについて、当該訴訟代理人である弁護士とともに庁内で慎重に検討した結果、本事案については、重大な過失までには至らないと判断し、求償権は行使しないことに決定した。

2 請求人の主張と総務部及び都市整備部の説明

(1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認と国家賠償法第1条第2項により求償権を行使するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、本件損害賠償請求事件に係る維持管理課長森下利久、都市整備部長奥村茂の不法行為は、故意又は重大な過失によるものであり、伊勢市長が怠る事実につき国家賠償法第1条第2項により求償権を行使し、勧告するよう主張している。

これについて総務部及び都市整備部は、第4—1（9）のとおり、求償権は行使しないと説明している。

- (2) 訴訟に関する弁護士費用の月額報酬部分の支払が違法であることの確認と損害賠償金として請求するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、公金支出は、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（法第2条第14項）とされている。

三重県内や名古屋市内で活動する弁護士に依頼をせず、東京弁護士会に所属する小林芳郎弁護士との間で、合理性のない月額報酬方式の委任契約で必要以上に高額な弁護士費用を支出しており、市は弁護士費用のうち月額報酬部分の財産的損害を被った。当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告すると述べている。

これについて都市整備部は、訴訟の委任については、本市の実情に詳しい、市政法律相談を委託している2名の弁護士のうち、市内の弁護士に依頼したところ受けてもらえなかったため、他の一人である東京の小林芳郎弁護士と契約を行った。契約金額については、訴訟事件の準備と、係属時から判決時まで、毎月12万（交通費・宿泊費・日当は受任弁護士が負担）となっている。

なお、本契約の契約金額については、他の算出方法とも比較し、上記金額としたものであり適切な金額であると認識していると説明している。

控訴の理由については、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また損害賠償を負うという第一審の判決については承服できないものと考え弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し議会の議決を経て控訴したと説明している。

また、平成18年9月定例会の議事録によれば、弁護士費用の積算根拠については、平成16年4月1日から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士は自由に料金を決められるようになり、当該弁護士に報酬額の提示を依頼したところ、旧報酬額の基準額より下回っていたので、契約をしたと答弁している。

このことは、三重弁護士会ホームページにおいても、「平成16年4月1日、改正された弁護士法の施行にともない、日本弁護士連合会及び三重弁護士会の報酬規程は廃止されました。今後の弁護士費用については、事件の種類・事件の内容・依頼者が受ける経済的利益の額などによって、

各弁護士と依頼者の間で個別に決められることとなります。」と掲載されている。

さらに、三重県及び県内各市を対象とした調査においても、顧問弁護士の有無、案件の内容、難易度及び労力等により各市とも異なると考えられるため、報酬金等の多寡について一概に比較できないと述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、総務部及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

- (1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、国家賠償法第1条第2項に基づき損害賠償金の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

請求人は、「名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金の支出は、市職員森下利久・奥村茂が故意又は重大な過失により、不法行為を行ったと認定されたことに基づくものであり、原因の不法行為を行った職員に対し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、伊勢市長がこれを行っていないことは、裁量権を逸脱した違法な行為であり、怠る事実につき違法である」と主張しているののでこれについて判断する。

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。国家賠償法が公務員の故意又は重大な過失があつたときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

過失とは、行為者がその場合において必要とされる注意を怠ったこととされ、必要とされる注意とは、具体的な加害者個人ではなく、そのような職業や立場におかれている通常人が当然払うであろう注意と解される。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に違法有害な結果を予測回避することができたにもかかわらず、漫然とこれを看過した場合をいい、ほとんど故意に近い程度の注意義務違反であると解されている。

本請求事件判決内容によると、「本件交付行為をしたことにつき少なくとも過失があり、その行為は違法であると認めるのが相当である。」として、市には少なくとも過失があるとし、市の不法行為責任を認めているものの、市の過失の程度については一切触れておらず、担当市職員に対する過失についても述べられていない。

また、「一審原告らの主張している間接事実を考慮しても、一審被告

が、一審原告らの緑地復旧運動を妨害する意図で本件交付行為を行ったとまで認めることはできない。」と判示されている。

上記のとおり総合的に考慮すると、担当職員に過失があったこと自体は是認しなければならないが、その過失は一般的な過失の領域にとどまり、重大な過失とまではいえないものと判断する。

このように、本件請求事件については、その過失が重大なものと認められない以上、市は、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を有し得ないことは明らかであり、市は求償権を行使できないものと判断する。

したがって、国家賠償法の求償権が認められない以上、市がこれを行って行使していないことは当然であり、請求人の主張の求償権に関しては、市には求償権不行使による怠る事実が認められず、請求人の主張には理由がない。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、その他裁判費用の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

平成19年9月18日から平成20年4月15日までのその他裁判費用の支出については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不合法的な請求である。

また、国家賠償法第1条第2項の求償権の範囲については、「国又は地方公共団体が被害者に対して現実に支払った賠償額を限度とする。」

(平成19年5月24日高松高裁判決)とされており、損害賠償金以外については、職員に求償することはできないと解さざるを得ない。

したがって、請求人の主張の求償権に関して、平成20年6月13日のその他裁判費用の支出については、求償権不行使による怠る事実が認められず、請求人の主張には理由がない。

- (3) 平成18年9月1日から平成20年5月1日までの弁護士費用の却下理由について

法第242条第2項は住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただし、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとしている。そして、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきであると解されている。(平成14年9月12日最高裁判決)

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に1年を経過している平成18年9月1日から平成20年5月1日までのものも対象にしている。請求人は、「この事実を

知ったのは平成 20 年 5 月 27 日の総務政策委員協議会であり、知ってから 1 年以内であり、法第 242 条第 2 項の規定による正当な理由がある。」と主張している。また、怠る事実の違法確認については、監査請求の期間の制限はないと主張している。

しかし、この点については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきと解するのが相当である。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）とされている。今回の請求は、弁護士費用の支出が違法であることを前提としているので、昭和 62 年の判決に照らし、当該支出がなされた日を基準として法第 242 条第 2 項の規定が適用されるべきであると判断する。

当該請求に係る弁護士費用の支出については、平成 18 年 9 月 19 日の定例会で審議され、議事録によれば、東京に事務所をおく弁護士の費用の積算についての質疑がある。また、平成 19 年 8 月 27 日の臨時会でも審議され、その中で一審の弁護士費用等の金額及び控訴審の弁護士費用見込みなどについての質疑がある。なお、この定例会、臨時会は傍聴が可能であった。そして、平成 18 年 12 月 1 日及び平成 19 年 12 月 1 日発行の「いせ市議会だより」において、これらの内容が掲載されている。この「いせ市議会だより」は各戸配布されているので、相当の注意力をもって調査すれば弁護士費用の支出を知ることができたと解される。

したがって、請求人は、当該請求に係る支出があった日から 1 年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を経過したことについて正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち、平成 18 年 8 月分から平成 20 年 4 月分の損害賠償請求訴訟委任契約に基づく弁護士費用については、法第 242 条第 2 項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

(4) 本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく月額報酬方式の支出について

請求人は、「津地方裁判所伊勢支部平成 18 年（ワ）第 88 号・第 98 号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの間、弁護士費用として 276 万円（12 万円/月×23 ヶ月）を支払ったが、この公金支出は、法第 2 条第 14 項の「最少の経費・最大の効果の原則」、地方財政法第 4 条第 1 項「経費はその目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはなら

ない」に反するもので、裁量権を逸脱したものである」と主張している
のでこれについて判断する。

請求人が主張している弁護士費用のうち、申請を受け付けた平成 21 年
5 月 28 日時点で 1 年に満たない平成 20 年 5 月分から平成 20 年 6 月分ま
での（12 万円×2 ヶ月）24 万円について、法第 2 条第 14 項、地方財政
法第 4 条第 1 項の規定に反するものであるかどうかを検討する。

ア 弁護士への訴訟委任について

(ア) 本件請求事件において、被告である市が、その執行機関の職務
行為の適法性について積極的に主張・立証するため、応訴活動を行
うことは当然なすべき行為とみることができる。

(イ) 市が当事者となる訴訟において訴訟代理人を弁護士に委任する
かは訴訟を適正かつ効果的に行うという観点から市の判断に委ね
られていると考える。

また、訴訟手続きに精通した法律の専門家である弁護士に訴訟
代理人を委任するという判断は、訴訟の適正、公正かつ円滑な遂
行が責務であるという観点からも妥当なものである。

(ウ) 当該弁護士の選任については、市の市政法律相談を委託してお
り、当市の実情を十二分に把握している弁護士 2 名のどちらかに
委任することとしたが、市内の弁護士に依頼したところ、承諾い
ただけなかったため、当該弁護士と契約した経緯がある。

さらに、当該弁護士は、平成元年当時から当市の訴訟代理人と
して業務を行っている。

イ 弁護士報酬の算定について

弁護士の報酬は、弁護士法に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準
規程とこれを基準に定められた三重弁護士報酬規程に標準額が定められ
ていたが、平成 16 年 4 月 1 日、独占禁止法に沿って廃止され、各弁護士
と依頼者との間で約定により自由に料金を定めることが出来るようにな
ったものである。本件訴訟においては、当該弁護士から提示された月額
報酬方式による弁護士費用が、旧報酬額の基準額より下回ったため、契
約を締結したものである。

請求人が高額すぎると指摘している点についても、報酬規程の廃止に
より、法律事務の処理に関する委任契約は、弁護士と依頼者との自由な
意思に基づいて行われるものであるから、契約方法についても拘束され
ることはないといえる。

また、当市の実情に精通していることを考慮すれば必要以上に高額な
支出であるといえない。

このことにより、本契約は、最少の経費・最大の効果の原則を考慮・
検討したうえで締結されており、必要以上に高額な金額を支出している
とは言い難く、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の規定に反

するとはいえず、裁量権を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、請求人の本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当するとの主張及び伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち月額報酬部分を損害賠償金として勧告することを求めるという主張は理由がないと判断する。

伊勢市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月22日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	藺田	順一

請求人 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博
伊勢市監査委員 浦野 卓 久
伊勢市監査委員 蘭 田 順 一

伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 21 年 5 月 28 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 5 月 28 日である。

3 請求の内容

請求人提出の伊勢市長に対する措置請求書（資料）、陳述による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

（1） 請求の要旨及び措置請求

ア 名古屋高等裁判所は、平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき、楠部町緑が丘団地住民提出の「伊勢市楠部町字緑が丘 3160 番地をもとの緑地（雑種地）に戻すこと」の署名簿（緑が丘団地住民約 300 名署名）・要望書等を、伊勢市が不法漏洩したことに対し、国家賠償法に基づき、伊勢市に損害賠償責任があるとして原告ら住民に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。伊勢市は、平成 20 年 6 月 5 日原告ら訴訟代理人に対し、損害賠償金 127 万 9,826 円を支払ったが、この公金支出は、都市整備部長奥村茂・維持管理課長森下利久の故意又は重大な過失による違法行為に由来するものであり、伊勢市は、当該職員らに対し、国家

賠償法第1条第2項に基づき求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているので、伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき金411万7,786円の求償権を行使するように勧告することを求める。

イ 伊勢市長は、津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成18年9月1日から平成20年7月1日までの間、弁護士費用として276万円(1ヶ月12万円×23ヶ月)を支払ったが、この弁護士費用は高額であり、地方自治法第2条第14項の「最少の経費・最大の効果の原則」に反するもので、裁量権を逸脱したものであるから、当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備していると認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

本件は、提出された措置請求書の請求の要旨で下記ア、イを併記し、計数的に弁護士費用276万円を重複して請求している。

ア 国家賠償法に基づき、職員2名に対し、411万7,786円(損害賠償金127万9,826円、弁護士費用276万円、切手代7,760円、旅費5万9,700円、印紙代1万500円)の求償権の行使

イ 森下隆生に対し、弁護士費用276万円の損害賠償金の請求

また、請求人はアの請求の理由を述べる中で、国家賠償法に基づく求償権の行使を求める額を127万9,826円とし、請求内容に矛盾する部分があるが、求める請求額を411万7,786円と認め、これを損害賠償金と切手代、印紙代及び旅費(以下「その他裁判費用」という。)と弁護士費用に分けて判断することとした。

(1) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、127万9,826円の損害賠償金の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているかどうか。

(2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、7万7,960円のそ

の他裁判費用の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているのかどうか。

- (3) 本件訴訟に係る弁護士費用 276 万円が高額であり違法な支出といえるのかどうか。

2 監査対象部局

監査対象部局の調査については、平成 21 年 3 月 26 日付けの請求内容とほぼ同一と判断したので、事情聴取を省略し、文書による追加の証拠の提出のみを求めた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 21 年 7 月 9 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人の代理人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

また、請求内容の金額の重複、矛盾部分について説明を求めたところ、職員に対する請求金額は 411 万 7,786 円であると主張された。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、損害賠償金求償権の行使については、理由がないものと認められるので、棄却する。
- 2 本件請求のうち、その他裁判費用の求償権の行使については、平成 19 年 9 月 18 日から平成 20 年 4 月 15 日までの支出に関する請求は、法第 242 条第 2 項の要件を欠き、不適法なものとして却下し、平成 20 年 6 月 13 日の支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容	支払額	支払日
1	切手代	7,760	平成 19 年 9 月 18 日
2	印紙代	10,500	平成 19 年 9 月 18 日
3	旅費	平成 20 年 1 月分 16,800	平成 20 年 2 月 15 日
4	旅費	平成 20 年 3 月分 17,160	平成 20 年 4 月 15 日
5	旅費	平成 20 年 5 月分 17,160	平成 20 年 6 月 13 日
6	旅費	平成 20 年 5 月分 8,580	平成 20 年 6 月 13 日
合 計		77,960	

- 3 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 5 月 1 日までの支出に関する請求は、法第 242 条第 2 項の要件を欠き、不適法なものとして却下する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 8 月分	120,000	平成 18 年 9 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 9 月分	120,000	平成 18 年 10 月 2 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 10 月分	120,000	平成 18 年 11 月 1 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 11 月分	120,000	平成 18 年 12 月 1 日
5	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 12 月分	120,000	平成 19 年 1 月 4 日
6	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 1 月分	120,000	平成 19 年 2 月 1 日
7	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 2 月分	120,000	平成 19 年 3 月 1 日
8	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 3 月分	120,000	平成 19 年 4 月 2 日
9	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 4 月分	120,000	平成 19 年 5 月 10 日
10	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 5 月分	120,000	平成 19 年 6 月 1 日
11	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 6 月分	120,000	平成 19 年 7 月 2 日
12	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 7 月分	120,000	平成 19 年 8 月 1 日
13	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 8 月分	120,000	平成 19 年 9 月 3 日
14	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 9 月分	120,000	平成 19 年 10 月 1 日
15	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 10 月分	120,000	平成 19 年 11 月 1 日
16	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 11 月分	120,000	平成 19 年 12 月 3 日
17	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 12 月分	120,000	平成 20 年 1 月 4 日
18	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 1 月分	120,000	平成 20 年 2 月 1 日
19	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 2 月分	120,000	平成 20 年 3 月 3 日
20	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 3 月分	120,000	平成 20 年 4 月 1 日
21	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 4 月分	120,000	平成 20 年 5 月 1 日
合 計			2,520,000	

- 4 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 20 年 6 月 2 日から平成 20 年 7 月 1 日までの支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 5 月分	120,000	平成 20 年 6 月 2 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 6 月分	120,000	平成 20 年 7 月 1 日
合 計			240,000	

第 4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件請求事件の訴えの提起

伊勢市「緑が丘団地」の住民である原告らは、平成16年6月28日、同団地内に造られた市道を緑地に戻すことと、伊勢市楠部町字緑が丘3160番地をもとの緑地（雑種地）に戻すことを求めて、その旨の要望書や署名簿等（以下「本件署名簿等」という。）を、伊勢市長に提出したところ、維持管理課長森下利久は、平成16年9月9日、本件署名簿等を複写し、個人名の伏せ字などをしないまま、これを伊勢市長名で緑が丘団地自治会長に交付した。（以下「本件交付行為」という。）

(2) 本件請求事件における原告の主張

原告らは、市が原告らに無断で、本件署名簿等を第三者である自治会長に漏洩し、これによって原告らは精神的苦痛を強いられたとし、市に対し不法行為に基づき一人あたり33万円の損害賠償を求めた。

ア 本件署名簿等は、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する個人情報となるものであり、第三者に開示されたくない情報である。

イ 個人情報を第三者に開示することは、地方公務員法の公務員の守秘義務、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例に違反するものである。

ウ 行政に対する要望をする者の個人情報が、その行政によって、当該要望者の敵対関係者に違法に漏洩されるようでは、住民運動が萎縮し、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

エ 本件交付行為が違法の法的評価を受けることは明らかであり、その違法性の程度は強い。

(3) 原告の主張に対する市の答弁及び反論

ア 本件署名簿等には、個人の職業、年齢、性別、電話番号、履歴情報などの個人識別情報の記載はなく、法的保護に値する内容はない。

イ 本件要望書及び回答書に記載された内容については、原告らは住民説明会で意見として述べていたのであるから、秘密性及び非公知性はない。

ウ 本件署名簿等に記載された事項は緑が丘団地自治会全体に関する問題であったから、自治会長にもその要望と実情を知悉してもらうための公益上の目的から、自治会長に交付したものである。

エ 以上の諸点を併せ考慮すると、本件交付行為は、原告らのプライバシーを侵害するなど違法となるところはない。

(4) 裁判所における本件請求事件の審理経過

平成19年8月17日 第一審判決

(津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件)

平成19年8月31日 控訴

平成20年5月13日 第二審判決

(名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件)

平成 20 年 5 月 27 日 結審

(5) 本件請求事件の判決内容

ア 津地方裁判所伊勢支部 第一審

主文

- ①被告は、原告らに対し、各金 3 万 3,000 円及びこれに対する訴状送達の日翌日（原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日、その余の原告らについては同月 13 日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ②原告らのその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用は、これを 10 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

本件署名簿等に記載された個人情報 は法的保護に値し、かつその要保護性の程度も高いことから、これを一旦受理し、保管するに至った行政機関としては、これを慎重に取扱うことが要請されるべきであるところ、市は、署名者の同意を得ることもなく、また、同意を得ることが困難であったと認める事情もないのにこれを自治会長に交付したものであるから、本件交付行為は原告らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判断し、原告らに一人当たり 3 万円の慰謝料と 3,000 円の弁護士費用の支払を言い渡した。

イ 名古屋高等裁判所 第二審

主文

- ①一審原告らの控訴に基づき、原判決中一審原告ら敗訴部分のうち、次項の請求に係る部分を取り消す。
- ②一審被告は、一審原告らに対し、原判決主文第 1 項の金員のほか、それぞれ 2 万 2,000 円並びにこれに対する一審原告 A 及び同 B については平成 18 年 7 月 29 日から、その余の一審原告らについては同月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ③一審原告らのその余の本件控訴及び一審被告の本件控訴をいずれも棄却する。
- ④訴訟費用は第 1、2 審を通じこれを 6 分し、その 5 を一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とする。

本件交付行為により開示された情報は、地域住民の行政に対する意見であって、広く捉えれば、政治的信条に関わるものであるとした上、個人がいかなる政治的信条を有し、その信条に基づきいかなる行動を行うかは、個人の内心と密接な関係を有する事柄であり、そのような事柄と関わる情報は、要保護性の高いものである。また、本件交付行為により開示された情報は、住民運動に関わるものであり、この情報が、殊に対立する当事者に開示されれば、運動自体の萎縮効果が生じ、本来の住民

運動を行うことが困難になる危険性が高いと指摘し、本件においては、上述のとおり、要保護性の高い情報を入手した市が、原告らと対立していることを認識していた自治会長に対し、当該情報を開示したものであるから、伊勢市による本件交付行為は違法であり、市は少なくとも過失があるとし、一審と同様に、市の不法行為責任を認めた。

その上、名古屋高等裁判所での判決は、本件不法行為により原告らが被った精神的損害に対する慰謝料として、原告ら1人につき5万円、弁護士費用は5,000円が相当であると判断し、一審判決を取り消した。

(6) 本件請求事件に対する市の対応

市は、職員が署名簿付きの要望書等の写しを地元自治会長に渡した行為は不適切であったと考え、結果として地元住民に迷惑をかけたと認識しつつも、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また、損害賠償を負うという第一審の判決には承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し、平成19年8月臨時会の議決を経て、控訴の決定をした。

平成20年5月13日名古屋高等裁判所民事第4部で、市に対し判決言渡があり、判決後上告及び上告受理申立をしないことを決定し、本事件は5月27日に確定した。

(7) 判決に基づく損害賠償金の支払と財務会計処理

平成20年6月2日に損害賠償金115万5,000円、遅延損害金10万9,493円及び訴訟費用1万5,333円の計127万9,826円を支出するために必要な所定手続きをとり、同月5日に支出した。

(8) 職員に対する求償権に関する規定とその運用

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権について、当市では国家賠償法に基づく求償権について審査する委員会等に関する規定がなく、求償権の要否については、弁護士等専門家に相談しながら庁内で検討し、結果、行使することを意思決定した場合は、市長から当該職員に対し、損害賠償金等を請求することとなっている。

(9) 職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

国家賠償法第1条第2項による故意又は重大な過失に当たるかどうかについて、当該訴訟代理人である弁護士とともに庁内で慎重に検討した結果、本事案については、重大な過失までには至らないと判断し、求償権は行使しないことに決定した。

2 請求人の主張と総務部及び都市整備部の説明

(1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認と国家賠償法第1条第2項により求償権を行使するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、本件損害賠償請求事件に係る維持管理課長森下利久、都市整備部長奥村茂の不法行為は、故意又は重大な過失によるものであり、伊勢市長が怠る事実につき国家賠償法第1条第2項により求償権を行使し、勧告するよう主張している。

これについて総務部及び都市整備部は、第4—1（9）のとおり、求償権は行使しないと説明している。

- (2) 訴訟に関する弁護士費用の月額報酬部分の支払が違法であることの確認と損害賠償金として請求するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、公金支出は、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（法第2条第14項）とされている。

三重県内や名古屋市内で活動する弁護士に依頼をせず、東京弁護士会に所属する小林芳郎弁護士との間で、合理性のない月額報酬方式の委任契約で必要以上に高額な弁護士費用を支出しており、市は弁護士費用のうち月額報酬部分の財産的損害を被った。当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告すると述べている。

これについて都市整備部は、訴訟の委任については、本市の実情に詳しい、市政法律相談を委託している2名の弁護士のうち、市内の弁護士に依頼したところ受けてもらえなかったため、他の一人である東京の小林芳郎弁護士と契約を行った。契約金額については、訴訟事件の準備と、係属時から判決時まで、毎月12万（交通費・宿泊費・日当は受任弁護士が負担）となっている。

なお、本契約の契約金額については、他の算出方法とも比較し、上記金額としたものであり適切な金額であると認識していると説明している。

控訴の理由については、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また損害賠償を負うという第一審の判決については承服できないものと考え弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し議会の議決を経て控訴したと説明している。

また、平成18年9月定例会の議事録によれば、弁護士費用の積算根拠については、平成16年4月1日から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士は自由に料金を決められるようになり、当該弁護士に報酬額の提示を依頼したところ、旧報酬額の基準額より下回っていたので、契約をしたと答弁している。

このことは、三重弁護士会ホームページにおいても、「平成16年4月1日、改正された弁護士法の施行にともない、日本弁護士連合会及び三重弁護士会の報酬規程は廃止されました。今後の弁護士費用については、事件の種類・事件の内容・依頼者が受ける経済的利益の額などによって、

各弁護士と依頼者の間で個別に決められることとなります。」と掲載されている。

さらに、三重県及び県内各市を対象とした調査においても、顧問弁護士の有無、案件の内容、難易度及び労力等により各市とも異なると考えられるため、報酬金等の多寡について一概に比較できないと述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、総務部及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

- (1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、国家賠償法第1条第2項に基づき損害賠償金の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

請求人は、「名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金の支出は、市職員森下利久・奥村茂が故意又は重大な過失により、不法行為を行ったと認定されたことに基づくものであり、原因の不法行為を行った職員に対し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、伊勢市長がこれを行っていないことは、裁量権を逸脱した違法な行為であり、怠る事実につき違法である」と主張しているののでこれについて判断する。

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。国家賠償法が公務員の故意又は重大な過失があつたときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

過失とは、行為者がその場合において必要とされる注意を怠ったこととされ、必要とされる注意とは、具体的な加害者個人ではなく、そのような職業や立場におかれている通常人が当然払うであろう注意と解される。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に違法有害な結果を予測回避することができたにもかかわらず、漫然とこれを看過した場合をいい、ほとんど故意に近い程度の注意義務違反であると解されている。

本請求事件判決内容によると、「本件交付行為をしたことにつき少なくとも過失があり、その行為は違法であると認めるのが相当である。」として、市には少なくとも過失があるとし、市の不法行為責任を認めているものの、市の過失の程度については一切触れておらず、担当市職員に対する過失についても述べられていない。

また、「一審原告らの主張している間接事実を考慮しても、一審被告

が、一審原告らの緑地復旧運動を妨害する意図で本件交付行為を行ったとまで認めることはできない。」と判示されている。

上記のとおり総合的に考慮すると、担当職員に過失があったこと自体は是認しなければならないが、その過失は一般的な過失の領域にとどまり、重大な過失とまではいえないものと判断する。

このように、本件請求事件については、その過失が重大なものと認められない以上、市は、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を有し得ないことは明らかであり、市は求償権を行使できないものと判断する。

したがって、国家賠償法の求償権が認められない以上、市がこれを行って行っていないことは当然であり、請求人の主張の求償権に関しては、市には求償権不行使による怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がない。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、その他裁判費用の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

平成19年9月18日から平成20年4月15日までのその他裁判費用の支出については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

また、国家賠償法第1条第2項の求償権の範囲については、「国又は地方公共団体が被害者に対して現実に支払った賠償額を限度とする。」

(平成19年5月24日高松高裁判決)とされており、損害賠償金以外については、職員に求償することはできないと解さざるを得ない。

したがって、請求人の主張の求償権に関して、平成20年6月13日のその他裁判費用の支出については、求償権不行使による怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がない。

- (3) 平成18年9月1日から平成20年5月1日までの弁護士費用の却下理由について

法第242条第2項は住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただし、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとしている。そして、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきであると解されている。(平成14年9月12日最高裁判決)

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に1年を経過している平成18年9月1日から平成20年5月1日までのものも対象にしている。請求人は、「この事実を

知ったのは平成 20 年 5 月 27 日の総務政策委員協議会であり、知ってから 1 年以内であり、法第 242 条第 2 項の規定による正当な理由がある。」と主張している。また、怠る事実の違法確認については、監査請求の期間の制限はないと主張している。

しかし、この点については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきと解するのが相当である。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）とされている。今回の請求は、弁護士費用の支出が違法であることを前提としているので、昭和 62 年の判決に照らし、当該支出がなされた日を基準として法第 242 条第 2 項の規定が適用されるべきであると判断する。

当該請求に係る弁護士費用の支出については、平成 18 年 9 月 19 日の定例会で審議され、議事録によれば、東京に事務所をおく弁護士の費用の積算についての質疑がある。また、平成 19 年 8 月 27 日の臨時会でも審議され、その中で一審の弁護士費用等の金額及び控訴審の弁護士費用見込みなどについての質疑がある。なお、この定例会、臨時会は傍聴が可能であった。そして、平成 18 年 12 月 1 日及び平成 19 年 12 月 1 日発行の「いせ市議会だより」において、これらの内容が掲載されている。この「いせ市議会だより」は各戸配布されているので、相当の注意力をもって調査すれば弁護士費用の支出を知ることができたと解される。

したがって、請求人は、当該請求に係る支出があった日から 1 年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を経過したことについて正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち、平成 18 年 8 月分から平成 20 年 4 月分の損害賠償請求訴訟委任契約に基づく弁護士費用については、法第 242 条第 2 項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

(4) 本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく月額報酬方式の支出について

請求人は、「津地方裁判所伊勢支部平成 18 年（ワ）第 88 号・第 98 号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの間、弁護士費用として 276 万円（12 万円/月×23 ヶ月）を支払ったが、この公金支出は、法第 2 条第 14 項の「最少の経費・最大の効果の原則」、地方財政法第 4 条第 1 項「経費はその目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはなら

ない」に反するもので、裁量権を逸脱したものである」と主張している
のでこれについて判断する。

請求人が主張している弁護士費用のうち、申請を受け付けた平成 21 年
5 月 28 日時点で 1 年に満たない平成 20 年 5 月分から平成 20 年 6 月分ま
での（12 万円×2 ヶ月）24 万円について、法第 2 条第 14 項、地方財政
法第 4 条第 1 項の規定に反するものであるかどうかを検討する。

ア 弁護士への訴訟委任について

(ア) 本件請求事件において、被告である市が、その執行機関の職務
行為の適法性について積極的に主張・立証するため、応訴活動を行
うことは当然なすべき行為とみることができる。

(イ) 市が当事者となる訴訟において訴訟代理人を弁護士に委任する
かは訴訟を適正かつ効果的に行うという観点から市の判断に委ね
られていると考える。

また、訴訟手続きに精通した法律の専門家である弁護士に訴訟
代理人を委任するという判断は、訴訟の適正、公正かつ円滑な遂
行が責務であるという観点からも妥当なものである。

(ウ) 当該弁護士の選任については、市の市政法律相談を委託してお
り、当市の実情を十二分に把握している弁護士 2 名のどちらかに
委任することとしたが、市内の弁護士に依頼したところ、承諾い
ただけなかったため、当該弁護士と契約した経緯がある。

さらに、当該弁護士は、平成元年当時から当市の訴訟代理人と
して業務を行っている。

イ 弁護士報酬の算定について

弁護士の報酬は、弁護士法に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準
規程とこれを基準に定められた三重弁護士報酬規程に標準額が定められ
ていたが、平成 16 年 4 月 1 日、独占禁止法に沿って廃止され、各弁護士
と依頼者との間で約定により自由に料金を定めることが出来るようにな
ったものである。本件訴訟においては、当該弁護士から提示された月額
報酬方式による弁護士費用が、旧報酬額の基準額より下回ったため、契
約を締結したものである。

請求人が高額すぎると指摘している点についても、報酬規程の廃止に
より、法律事務の処理に関する委任契約は、弁護士と依頼者との自由な
意思に基づいて行われるものであるから、契約方法についても拘束され
ることはないといえる。

また、当市の実情に精通していることを考慮すれば必要以上に高額な
支出であるといえない。

このことにより、本契約は、最少の経費・最大の効果の原則を考慮・
検討したうえで締結されており、必要以上に高額な金額を支出している
とは言い難く、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の規定に反

するとはいえず、裁量権を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、請求人の本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当するとの主張及び伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち月額報酬部分を損害賠償金として勧告することを求めるという主張は理由がないと判断する。

伊勢市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月22日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	藺田	順一

平成 21 年 7 月 22 日

請求者 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博

伊勢市監査委員 浦野 卓 久

伊勢市監査委員 蘭 田 順 一

伊勢市長に対する措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 21 年 5 月 29 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略
住 所 伊勢市
氏 名 省 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 5 月 29 日である。

3 請求の内容

請求人提出の伊勢市長に対する措置請求書（資料）による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨及び措置請求

ア 名古屋高等裁判所は、平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件につき、楠部町緑が丘団地住民提出の「伊勢市楠部町字緑が丘 3160 番地をもとの緑地（雑種地）に戻すこと」の署名簿（緑が丘団地住民約 300 名署名）・要望書等を、伊勢市が不法漏洩したことに対し、国家賠償法に基づき、伊勢市に損害賠償責任があるとして原告ら住民に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。伊勢市は、平成 20 年 6 月 5 日原告ら訴訟代理人に対し、損害賠償金 127 万 9,826 円を支払ったが、この公金支出は、

都市整備部長奥村茂・維持管理課長森下利久の故意又は重大な過失による違法行為に由来するものであり、伊勢市は、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているため、伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき金411万7,786円の求償権を行使するように勧告することを求める。

イ 伊勢市長は、津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成18年9月1日から平成20年7月1日までの間、弁護士費用として276万円(1ヶ月12万円×23ヶ月)を支払ったが、この弁護士費用は高額であり、地方自治法第2条第14項の「最少の経費・最大の効果の原則」に反するもので、裁量権を逸脱したものであるから、当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備していると認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

本件は、提出された措置請求書の請求の要旨で下記ア、イを併記し、計数的に弁護士費用276万円を重複して請求している。

ア 国家賠償法に基づき、職員2名に対し、411万7,786円(損害賠償金127万9,826円、弁護士費用276万円、切手代7,760円、旅費5万9,700円、印紙代1万500円)の求償権の行使

イ 森下隆生に対し、弁護士費用276万円の損害賠償金の請求

また、請求人はアの請求の理由を述べる中で、国家賠償法に基づく求償権の行使を求める額を127万9,826円とし、請求内容に矛盾する部分があるが、求める請求額を411万7,786円と認め、これを損害賠償金と切手代、印紙代及び旅費(以下「その他裁判費用」という。)と弁護士費用に分けて判断することとした。

(1) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、127万9,826円の損害賠償金の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているかどうか。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、職員2名に対し、7万7,960円のその他裁判費用の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているのかどうか。
- (3) 本件訴訟に係る弁護士費用276万円が高額であり違法な支出といえるのかどうか。

2 監査対象部局

監査対象部局の調査については、平成21年3月26日付けの請求内容とほぼ同一と判断したので、事情聴取を省略し、文書による追加の証拠の提出のみを求めた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、損害賠償金求償権の行使については、理由がないものと認められるので、棄却する。
- 2 本件請求のうち、その他裁判費用の求償権の行使については、平成19年9月18日から平成20年4月15日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下し、平成20年6月13日の支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	切手代		7,760	平成19年 9月18日
2	印紙代		10,500	平成19年 9月18日
3	旅費	平成20年 1月分	16,800	平成20年 2月15日
4	旅費	平成20年 3月分	17,160	平成20年 4月15日
5	旅費	平成20年 5月分	17,160	平成20年 6月13日
6	旅費	平成20年 5月分	8,580	平成20年 6月13日
合 計			77,960	

- 3 本件請求の弁護士費用276万円のうち、下記のとおり平成18年9月1日から平成20年5月1日までの支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 8 月分	120,000	平成 18 年 9 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 9 月分	120,000	平成 18 年 10 月 2 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 10 月分	120,000	平成 18 年 11 月 1 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 11 月分	120,000	平成 18 年 12 月 1 日
5	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 12 月分	120,000	平成 19 年 1 月 4 日
6	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 1 月分	120,000	平成 19 年 2 月 1 日
7	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 2 月分	120,000	平成 19 年 3 月 1 日
8	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 3 月分	120,000	平成 19 年 4 月 2 日
9	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 4 月分	120,000	平成 19 年 5 月 10 日
10	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 5 月分	120,000	平成 19 年 6 月 1 日
11	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 6 月分	120,000	平成 19 年 7 月 2 日
12	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 7 月分	120,000	平成 19 年 8 月 1 日
13	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 8 月分	120,000	平成 19 年 9 月 3 日
14	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 9 月分	120,000	平成 19 年 10 月 1 日
15	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 10 月分	120,000	平成 19 年 11 月 1 日
16	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 11 月分	120,000	平成 19 年 12 月 3 日
17	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 12 月分	120,000	平成 20 年 1 月 4 日
18	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 1 月分	120,000	平成 20 年 2 月 1 日
19	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 2 月分	120,000	平成 20 年 3 月 3 日
20	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 3 月分	120,000	平成 20 年 4 月 1 日
21	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 4 月分	120,000	平成 20 年 5 月 1 日
合 計			2,520,000	

4 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 20 年 6 月 2 日から平成 20 年 7 月 1 日までの支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 5 月分	120,000	平成 20 年 6 月 2 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 6 月分	120,000	平成 20 年 7 月 1 日
合 計			240,000	

第 4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件請求事件の訴えの提起

伊勢市「緑が丘団地」の住民である原告らは、平成16年6月28日、同団地内に造られた市道を緑地に戻すことと、伊勢市楠部町字緑が丘3160番地をもとの緑地（雑種地）に戻すことを求めて、その旨の要望書や署名簿等（以下「本件署名簿等」という。）を、伊勢市長に提出したところ、維持管理課長森下利久は、平成16年9月9日、本件署名簿等を複写し、個人名の伏せ字などをしないまま、これを伊勢市長名で緑が丘団地自治会長に交付した。（以下「本件交付行為」という。）

(2) 本件請求事件における原告の主張

原告らは、市が原告らに無断で、本件署名簿等を第三者である自治会長に漏洩し、これによって原告らは精神的苦痛を強いられたとし、市に対し不法行為に基づき一人あたり33万円の損害賠償を求めた。

ア 本件署名簿等は、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する個人情報となるものであり、第三者に開示されたくない情報である。

イ 個人情報を第三者に開示することは、地方公務員法の公務員の守秘義務、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例に違反するものである。

ウ 行政に対する要望をする者の個人情報が、その行政によって、当該要望者の敵対関係者に違法に漏洩されるようでは、住民運動が萎縮し、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

エ 本件交付行為が違法の法的評価を受けることは明らかであり、その違法性の程度は強い。

(3) 原告の主張に対する市の答弁及び反論

ア 本件署名簿等には、個人の職業、年齢、性別、電話番号、履歴情報などの個人識別情報の記載はなく、法的保護に値する内容はない。

イ 本件要望書及び回答書に記載された内容については、原告らは住民説明会で意見として述べていたのであるから、秘密性及び非公知性はない。

ウ 本件署名簿等に記載された事項は緑が丘団地自治会全体に関する問題であったから、自治会長にもその要望と実情を知悉してもらうための公益上の目的から、自治会長に交付したものである。

エ 以上の諸点を併せ考慮すると、本件交付行為は、原告らのプライバシーを侵害するなど違法となるところはない。

(4) 裁判所における本件請求事件の審理経過

平成19年8月17日 第一審判決

(津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件)

平成19年8月31日 控訴

平成20年5月13日 第二審判決

(名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件)

平成20年5月27日 結審

(5) 本件請求事件の判決内容

ア 津地方裁判所伊勢支部 第一審

主文

- ①被告は、原告らに対し、各金3万3,000円及びこれに対する訴状送達の日翌日（原告A及び同Bについては平成18年7月29日、その余の原告らについては同月13日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ②原告らのその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

本件署名簿等に記載された個人情報に法的保護に値し、かつその要保護性の程度も高いことから、これを一旦受理し、保管するに至った行政機関としては、これを慎重に取扱うことが要請されるべきであるところ、市は、署名者の同意を得ることもなく、また、同意を得ることが困難であったと認める事情もないのにこれを自治会長に交付したものであるから、本件交付行為は原告らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判断し、原告らに一人当たり3万円の慰謝料と3,000円の弁護士費用の支払を言い渡した。

イ 名古屋高等裁判所 第二審

主文

- ①一審原告らの控訴に基づき、原判決中一審原告ら敗訴部分のうち、次項の請求に係る部分を取り消す。
- ②一審被告は、一審原告らに対し、原判決主文第1項の金員のほか、それぞれ2万2,000円並びにこれに対する一審原告A及び同Bについては平成18年7月29日から、その余の一審原告らについては同月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ③一審原告らのその余の本件控訴及び一審被告の本件控訴をいずれも棄却する。
- ④訴訟費用は第1、2審を通じこれを6分し、その5を一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とする。

本件交付行為により開示された情報は、地域住民の行政に対する意見であって、広く捉えれば、政治的信条に関わるものであるとした上、個人がいかなる政治的信条を有し、その信条に基づきいかなる行動を行うかは、個人の内心と密接な関係を有する事柄であり、そのような事柄と関わる情報は、要保護性の高いものである。また、本件交付行為により開示された情報は、住民運動に関わるものであり、この情報が、殊に対立する当事者に開示されれば、運動自体の萎縮効果が生じ、本来の住民運動を行うことが困難になる危険性が高いと指摘し、本件においては、

上述のとおり、要保護性の高い情報を入手した市が、原告らと対立していることを認識していた自治会長に対し、当該情報を開示したものであるから、伊勢市による本件交付行為は違法であり、市は少なくとも過失があるとし、一審と同様に、市の不法行為責任を認めた。

その上、名古屋高等裁判所での判決は、本件不法行為により原告らが被った精神的損害に対する慰謝料として、原告ら1人につき5万円、弁護士費用は5,000円が相当であると判断し、一審判決を取り消した。

(6) 本件請求事件に対する市の対応

市は、職員が署名簿つきの要望書等の写しを地元自治会長に渡した行為は不適切であったと考え、結果として地元住民に迷惑をかけたと認識しつつも、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また、損害賠償を負うという第一審の判決には承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し、平成19年8月臨時会の議決を経て、控訴の決定をした。

平成20年5月13日名古屋高等裁判所民事第4部で、市に対し判決言渡があり、判決後上告及び上告受理申立をしないことを決定し、本事件は5月27日に確定した。

(7) 判決に基づく損害賠償金の支払と財務会計処理

平成20年6月2日に損害賠償金115万5,000円、遅延損害金10万9,493円及び訴訟費用1万5,333円の計127万9,826円を支出するために必要な所定手続きをとり、同月5日に支出した。

(8) 職員に対する求償権に関する規定とその運用

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権について、当市では国家賠償法に基づく求償権について審査する委員会等に関する規定がなく、求償権の要否については、弁護士等専門家に相談しながら庁内で検討し、結果、行使することを意思決定した場合は、市長から当該職員に対し、損害賠償金等を請求することとなっている。

(9) 職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

国家賠償法第1条第2項による故意又は重大な過失に当たるかどうかについて、当該訴訟代理人である弁護士とともに庁内で慎重に検討した結果、本事案については、重大な過失までには至らないと判断し、求償権は行使しないことに決定した。

2 請求人の主張と総務部及び都市整備部の説明

(1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認と国家賠償法第1条第2項により求償権を行使するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、本件損害賠償請求事件に係る維持管理課長森下利久、都市

整備部長奥村茂の不法行為は、故意又は重大な過失によるものであり、伊勢市長が怠る事実につき国家賠償法第1条第2項により求償権を行使し、勧告するよう主張している。

これについて総務部及び都市整備部は、第4—1（9）のとおり、求償権は行使しないと説明している。

- (2) 訴訟に関する弁護士費用の月額報酬部分の支払が違法であることの確認と損害賠償金として請求するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、公金支出は、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（法第2条第14項）とされている。

三重県内や名古屋市内で活動する弁護士に依頼をせず、東京弁護士会に所属する小林芳郎弁護士との間で、合理性のない月額報酬方式の委任契約で必要以上に高額な弁護士費用を支出しており、市は弁護士費用のうち月額報酬部分の財産的損害を被った。当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告すると述べている。

これについて都市整備部は、訴訟の委任については、本市の実情に詳しい、市政法律相談を委託している2名の弁護士のうち、市内の弁護士に依頼したところ受けてもらえなかったため、他の一人である東京の小林芳郎弁護士と契約を行った。契約金額については、訴訟事件の準備と、係属時から判決時まで、毎月12万（交通費・宿泊費・日当は受任弁護士が負担）となっている。

なお、本契約の契約金額については、他の算出方法とも比較し、上記金額としたものであり適切な金額であると認識していると説明している。

控訴の理由については、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また損害賠償を負うという第一審の判決については承服できないものと考え弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し議会の議決を経て控訴したと説明している。

また、平成18年9月定例会の議事録によれば、弁護士費用の積算根拠については、平成16年4月1日から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士は自由に料金を決められるようになり、当該弁護士に報酬額の提示を依頼したところ、旧報酬額の基準額より下回っていたので、契約をしたと答弁している。

このことは、三重弁護士会ホームページにおいても、「平成16年4月1日、改正された弁護士法の施行にともない、日本弁護士連合会及び三重弁護士会の報酬規程は廃止されました。今後の弁護士費用については、事件の種類・事件の内容・依頼者が受ける経済的利益の額などによって、各弁護士と依頼者の間で個別に決められることとなります。」と掲載され

ている。

さらに、三重県及び県内各市を対象とした調査においても、顧問弁護士の有無、案件の内容、難易度及び労力等により各市とも異なると考えられるため、報酬金等の多寡について一概に比較できないと述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、総務部及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

- (1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、国家賠償法第1条第2項に基づき損害賠償金の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

請求人は、「名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金の支出は、市職員森下利久・奥村茂が故意又は重大な過失により、不法行為を行ったと認定されたことに基づくものであり、原因の不法行為を行った職員に対し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、伊勢市長がこれを行っていないことは、裁量権を逸脱した違法な行為であり、怠る事実につき違法である」と主張しているののでこれについて判断する。

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。国家賠償法が公務員の故意又は重大な過失があつたときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

過失とは、行為者がその場合において必要とされる注意を怠ったこととされ、必要とされる注意とは、具体的な加害者個人ではなく、そのような職業や立場におかれている通常人が当然払うであろう注意と解される。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に違法有害な結果を予測回避することができたにもかかわらず、漫然とこれを看過した場合をいい、ほとんど故意に近い程度の注意義務違反であると解されている。

本請求事件判決内容によると、「本件交付行為をしたことにつき少なくとも過失があり、その行為は違法であると認めるのが相当である。」として、市には少なくとも過失があるとし、市の不法行為責任を認めているものの、市の過失の程度については一切触れておらず、担当市職員に対する過失についても述べられていない。

また、「一審原告らの主張している間接事実を考慮しても、一審被告が、一審原告らの緑地復旧運動を妨害する意図で本件交付行為を行った

とまで認めることはできない。」と判示されている。

上記のとおり総合的に考慮すると、担当職員に過失があったこと自体は是認しなければならないが、その過失は一般的な過失の領域にとどまり、重大な過失とまではいえないものと判断する。

このように、本件請求事件については、その過失が重大なものと認められない以上、市は、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を有し得ないことは明らかであり、市は求償権を行使できないものと判断する。

したがって、国家賠償法の求償権が認められない以上、市がこれを行って行使していないことは当然であり、請求人の主張の求償権に関しては、市には求償権不行使による怠る事實は認められず、請求人の主張には理由がない。

- (2) 国家賠償法第1条第2項に基づき、その他裁判費用の求償権を行使するよう勧告を求めることについて

平成19年9月18日から平成20年4月15日までのその他裁判費用の支出については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不合法的な請求である。

また、国家賠償法第1条第2項の求償権の範囲については、「国又は地方公共団体が被害者に対して現実に支払った賠償額を限度とする。」

(平成19年5月24日高松高裁判決)とされており、損害賠償金以外については、職員に求償することはできないと解さざるを得ない。

したがって、請求人の主張の求償権に関して、平成20年6月13日のその他裁判費用の支出については、求償権不行使による怠る事實は認められず、請求人の主張には理由がない。

- (3) 平成18年9月1日から平成20年5月1日までの弁護士費用の却下理由について

法第242条第2項は住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただし、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとしている。そして、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきであると解されている。(平成14年9月12日最高裁判決)

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に1年を経過している平成18年9月1日から平成20年5月1日までのものも対象にしている。請求人は、「この事実を知ったのは平成20年5月27日の総務政策委員協議会であり、知ってか

ら1年以内であり、法第242条第2項の規定による正当な理由がある。」と主張している。また、怠る事実の違法確認については、監査請求の期間の制限はないと主張している。

しかし、この点については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第242条第2項の規定を適用すべきと解するのが相当である。」（昭和62年2月20日最高裁判決）とされている。今回の請求は、弁護士費用の支出が違法であることを前提としているので、昭和62年の判決に照らし、当該支出がなされた日を基準として法第242条第2項の規定が適用されるべきであると判断する。

当該請求に係る弁護士費用の支出については、平成18年9月19日の定例会で審議され、議事録によれば、東京に事務所をおく弁護士の費用の積算についての質疑がある。また、平成19年8月27日の臨時会でも審議され、その中で一審の弁護士費用等の金額及び控訴審の弁護士費用見込みなどについての質疑がある。なお、この定例会、臨時会は傍聴が可能であった。そして、平成18年12月1日及び平成19年12月1日発行の「いせ市議会だより」において、これらの内容が掲載されている。この「いせ市議会だより」は各戸配布されているので、相当の注意力をもって調査すれば弁護士費用の支出を知ることができたと解される。

したがって、請求人は、当該請求に係る支出があった日から1年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を経過したことについて正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち、平成18年8月分から平成20年4月分の損害賠償請求訴訟委任契約に基づく弁護士費用については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

(4) 本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく月額報酬方式の支出について

請求人は、「津地方裁判所伊勢支部平成18年（ワ）第88号・第98号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成18年9月1日から平成20年7月1日までの間、弁護士費用として276万円（12万円/月×23ヶ月）を支払ったが、この公金支出は、法第2条第14項の「最少の経費・最大の効果の原則」、地方財政法第4条第1項「経費はその目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはならない」に反するもので、裁量権を逸脱したものである」と主張している

のでこれについて判断する。

請求人が主張している弁護士費用のうち、申請を受け付けた平成 21 年 5 月 29 日時点で 1 年に満たない平成 20 年 5 月分から平成 20 年 6 月分までの（12 万円×2 ヶ月）24 万円について、法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条第 1 項の規定に反するものであるかどうかを検討する。

ア 弁護士への訴訟委任について

(ア) 本件請求事件において、被告である市が、その執行機関の職務行為の適法性について積極的に主張・立証するため、応訴活動を行うことは当然なすべき行為とみることができる。

(イ) 市が当事者となる訴訟において訴訟代理人を弁護士に委任するかは訴訟を適正かつ効果的に行うという観点から市の判断に委ねられていると考える。

また、訴訟手続きに精通した法律の専門家である弁護士に訴訟代理人を委任するという判断は、訴訟の適正、公正かつ円滑な遂行が責務であるという観点からも妥当なものである。

(ウ) 当該弁護士の選任については、市の市政法律相談を委託しており、当市の実情を十二分に把握している弁護士 2 名のどちらかに委任することとしたが、市内の弁護士に依頼したところ、承諾いただけなかったため、当該弁護士と契約した経緯がある。

さらに、当該弁護士は、平成元年当時から当市の訴訟代理人として業務を行っている。

イ 弁護士報酬の算定について

弁護士の報酬は、弁護士法に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準規程とこれを基準に定められた三重弁護士報酬規程に標準額が定められていたが、平成 16 年 4 月 1 日、独占禁止法に沿って廃止され、各弁護士と依頼者との間で約定により自由に料金を定めることが出来るようになったものである。本件訴訟においては、当該弁護士から提示された月額報酬方式による弁護士費用が、旧報酬額の基準額より下回ったため、契約を締結したものである。

請求人が高額すぎると指摘している点についても、報酬規程の廃止により、法律事務の処理に関する委任契約は、弁護士と依頼者との自由な意思に基づいて行われるものであるから、契約方法についても拘束されることはないといえる。

また、当市の実情に精通していることを考慮すれば必要以上に高額な支出であるといえない。

このことにより、本契約は、最少の経費・最大の効果の原則を考慮・検討したうえで締結されており、必要以上に高額な金額を支出しているとは言い難く、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の規定に反するとはいえず、裁量権を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、請求人の本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当するとの主張及び伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち月額報酬部分を損害賠償金として勧告することを求めるという主張は理由がないと判断する。

伊勢市監査委員公表第12号

平成20年度定期監査結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年7月24日

伊勢市監査委員 鈴木 一博
伊勢市監査委員 浦野 卓久
伊勢市監査委員 藺田 順一

定期監査結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
下水道事業	(1)農業集落排水事業の調定漏れが認められたので、会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 指摘のあった調定漏れは、調定処理を行う前に収納が発生したもので、今後このような事態が生じないように調定処理を行ってから納入通知を行うことを徹底している。窓口等でお客様から納入通知書発行の催促があっても、後日送付になることを説明し承諾を求めることとした。

【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
各小中学校 ・幼稚園	(1)預かり保育の保育料を教諭が徴収している実態を踏まえ、現金取扱員の任命について所定の手続きをされたい。 (2)学校体育施設開放事業に関する使用料の収納を受託している学校において、2・3ヶ月間引継ぎがされていない事例が見受けられたので、遅滞ない引継ぎをされたい。 また、使用料については、利用申込み時に納付すると規定されていることから、利用団体に指導されるとともに適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 現金取扱員である幼稚園長が徴収するよう徹底している。 「検討中」 使用料については、財務会計システムを利用した納入方法を検討している。 納付書を即日発行することで、納付の迅速化と納付事務の効率化を図るよう、現在調整を行っている。平成21年度は事務手続きの整備と学校への周知を行い、平成22年度から施行する予定である。

随時監査（工事監査）

【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
消防本部 【消防署御 園分署庁舎 新築工事】	<p>(1)現場における安全管理状況等について確認したところ、消火器が設置されていなかったため、防火上の安全に注意し、快適な労働環境を目指すよう指導されたい。</p> <p>(2)施工管理について、現場事務所の標識に誤記が見受けられたので、適切な内容確認を行うとともに、みやすい場所に掲示されたい。</p>	<p>「措置済み」 今後は、現場における安全管理等に十分注意し、適正かつ快適な労働環境となるよう指導していきます。</p> <p>「措置済み」 掲示物については、適宜表記内容及び設置場所を確認し、適切に掲示するよう、業者への指導を徹底します。</p>

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
<p>下水道事業 【船江1丁目分区汚水管渠面整備工事】</p>	<p>(1) 施工管理に関して、施工計画書の内容において施工法や管理形式と役割に誤記がないように指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 施工監理について、現場事務所の標識に誤記が見受けられたので、適切な内容確認をされたい。</p> <p>(3) 安全管理状況等について、隣地のバリケードは防犯及び交通安全上十分なものを設置されるとともに、労働安全の基本的事項が不十分であると認められたので、指導を徹底されたい。</p>	<p>「措置済み」 指摘のあった施工計画書の内容について、現場代理人に対し誤記がないよう指導した。他の工事においても施工計画書の内容と現場との内容を再確認するよう指導する。</p> <p>「措置済み」 指摘のあった現場事務所の標識について、遺漏があったものであるが、これについて訂正を行い確認した。他の工事においても法令に基づいた掲示をするよう指導する。</p> <p>「措置済み」 指摘のあった隣地とのバリケードの不備について、隣地との境に囲いを設け安全管理を図った。また労働安全について指導した。 他の工事においても安全管理の徹底を図ることとした。</p>

財政援助団体等監査

【特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措置状況
<p>所管課 二見総合支 所 地域振興課</p>	<p>(ア)賓日館の管理業務の対象となる器具及び備品については、備品リストにより管理を規定しているところであるが、施設に付随する備品等において一部に台帳整備未了のものが見受けられたので、備品等の所有の明確化を図り、適正な備品管理に努められたい。</p> <p>(イ)事業報告書において収支決算書と収支明細書等内訳資料の不一致が見受けられたので、経理状況については正確を期して確認するとともに指定管理者に対する適切な指導に努められたい。</p> <p>(ウ)基本協定書(賓日館指定管理者の仕様書)で規定されている「危機管理マニュアルの作成」がなかったため、事業管理にあたっては、常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。</p>	<p>「措置済み」 市の備品と二見浦・賓日館の会の備品との明確化を図った。</p> <p>「措置済み」 毎月報告される実績報告書について十分精査し、また指定管理者には正確を期するよう指導した。</p> <p>「措置済み」 未作成であった危機管理マニュアルの提出を受けた。今後も協定内容に基づいた検証を行っていく。</p>
<p>賓日館</p>	<p>(ア)基本協定書の実現に向けて努力されているが、「危機管理マニュアルの作成」に関する項目が未着手であったため、適正な事務処理を行い災害時の対応について万全を期されたい。</p>	<p>「措置済み」 未作成であった危機管理マニュアルも作成され、今後マニュアルに沿って対応していくよう指導していく。</p>

【伊勢市矢持町平家の里振興会】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
<p>所管課 観光企画課</p>	<p>(ア)事業報告書において決算書と収支内訳資料の不一致が見受けられたので、経理状況については正確を期して確認するとともに、指定管理者に対する適切な指導に努められたい。</p> <p>(イ)キャンプ村のロッジについては市所有の5棟とは別に平家の里振興会が所有する12棟があるが、管理及び経理の混在により市と指定管理者の費用負担が明確になっていないので、会計区分の整理を行い、指定管理料の算出根拠の適正化を図られたい。</p> <p>(ウ)基本協定書で規定されている「業務計画書の提出」及び「緊急時対策及び防犯・防災対策マニュアルの作成」がなかったため、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。</p>	<p>「措置済み」 指摘のあった会計処理の指示事項に基づき、前指定管理者から決算書等の書類が期限内（指定管理終了後60日以内）に提出された。</p> <p>「措置済み」 指摘のあった会計処理の指示事項に基づき、平成20年度決算書において、市管理分と振興会管理分を明確にし、会計区分の整理を行った。</p> <p>「実施中」 「業務計画書の提出」及び「緊急時対策及び防犯・防災対策マニュアルの作成」について、前指定管理者に提出を促しているが未提出のままである。現在施設が休止しているため、組織として可動しにくいですが、早急に提出してもらうよう指導していく。</p>
<p>平家の里 振興会</p>	<p>(ア)基本協定書の実現に向けて努力されているが、「業務計画書の提出」及び「緊急時対策及び防犯・防災対策マニュアルの作成」に関する項目が未着手であったため、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>「実施中」 「業務計画書の提出」及び「緊急時対策及び防犯・防災対策マニュアルの作成」について、現在施設も休止状態であり、組織としても動きにくい状態ではあるが、協定書に基づき事務処理を進めていく。</p>